

日本における少子化問題と移民受け入れの可能性

—人口動態と日本経済の近未来を考える—

木下 富夫^a

要 旨

日本の出生率は1990年に1.5を切りその水準が続いている。この結果、生産年齢労働人口は7,700万人（2015年）から6,300万人（2035年）、5,300万人（2045年）へ減少すると予想されている。経済規模の縮小は財政規模を比例的に縮小させるから、公債管理政策や年金制度は大きな困難に直面することが予想される。

少子化は先進国に共通した現象であり、それは人口転換（demographic transition）と呼ばれている。しかしながら出生率が1.4まで下がる国と2.0前後でとどまる国があり、その差の理由は必ずしも明確ではない。わが国が少子化を食い止めるには、出産と育児に対して強力なインセンティブを与える制度改革が必要であろう。

少子化に対して移民を受け入れてはどうかという意見がある。フランス、ドイツ、英国では移民人口は総人口の一割を超えているが、EUはその拡大とシェンゲン協定により、今やヨーロッパを包含する巨大な労働市場となっている。また米国、カナダ、オーストラリアの移民人口比率はさらに高い。

移民の受け入れは文化摩擦や犯罪率の上昇などから反対意見も少なくない。とくに国籍に血統主義をとる日本では移民への抵抗感は大きい。これに関してヨーロッパ諸国の経験は大いに参考になろう。また欧州におけるユダヤ民族の歴史は、移民問題を考える上で学ぶべきものが多いであろう。

JEL Classification Codes : J11, J13, J15, J18

キーワード：少子化、合計特殊出生率、移民、同化と隔離、反ユダヤ主義

序

本稿ではわが国における少子化問題と移民受け入れの可能性について考える。日本の出生率は近年1.5以下の水準が続いており、これが近い将来に労働力不足を来すことはほぼ間違いない。そして労働力不足を解消するために移民を受け入れるという選択肢は十分ありうることである。実際、米国やEU諸国には移民の流入が現在も続いており、英国、ドイツ、フランスなど経済先進諸国では移民人口比率が10%に達する国も少なくない。そして移民は少なからぬ経済的効果をもたらすが、同時にそれは文化摩擦を引起こしたり犯罪率の上昇につながる場合もある。移民を受け入れる場合には、これらのコストとベネフィットを十分に考察しておくことが必要である。

少子化を停止させるには出生率が2.0に回復すればよいが、それには個々の家族や女性が出生率を高めるイン

センティブを持つことが必要である。しかし現今の状況ではなかなか妙案はなさそうである。少子化の進行によって年金制度や社会保険制度の破綻が現実視されても、それはマクロ経済の話である。そして年金制度や社会保険制度の破綻を回避するために個々の家族や女性が出生率を高める仕組みはいまだ考案されていない。

このままの状況が続けば、上記に述べたようなマクロ経済問題が20年以内には顕在化するであろう。具体的プロセスとしては、マクロ経済規模の縮小によって財政規模が縮小し年金制度が破綻する。同時に1,000兆円を超える国債の償還や管理が困難になることが考えられる。そして年金制度の破綻や財政問題は、高齢者と現役世代との分配上の深刻な対立をもたらすであろう。

本稿の構成は以下のようになっている。第一節では少子化と経済規模の縮小を概観する。第二節では少子化が人口転換という先進諸国に共通した現象であることをみる。第三節はわが国の出生率低下の形態、いわゆる晩婚

a 武蔵大学経済学部 〒176-8534 東京都練馬区豊玉上1-26-1

1表 人口減少と経済規模の縮小

	2015年	2025年	2035年	2045年	2055年
①総人口(万人)	12,543	11,927	11,068	10,043	8,993
②生産年齢人口(万人)	7,681	7,096	6,292	5,300	4,595
③実質GDP(2015年=1)	1	0.949	0.875	0.781	0.710
④一人当たり実質GDP	1	0.998	0.992	0.975	0.990

注：実質GDPはコブダグラス型生産関数 $Y=AK^{1/3}L^{2/3}$ を仮定して求めた。ここでAは定数であり、また資本ストックKは2015～55年を通じて一定と仮定した。またLは②生産年齢人口(3表参照)である。また④欄の一人当たり実質GDPの2015年比率は“③×(2015年の総人口)／当該年度の総人口”によって求めた

化と未婚化についてみる。第四節では少子化を経済理論がどのように説明しているかをみる。ここでは家族や女性というミクロレベルのインセンティブが議論される。第五節は移民と国籍について考え、欧米諸国の移民状況と戦前期日本の朝鮮からの移民についてみる。第六節では欧米における移民史を概観し、拡大するEUの移民状況を見る。第七節では移民の受け入れをめぐる文化摩擦についてエマニュエル・トッドとレオン・ポリアコフの所説をもとに考える。そして第八節では移民問題の典型例として欧州におけるユダヤ民族への迫害と受容を見る。最後に第九節で簡単な要約を行う。

第一節 人口減少と日本経済の近未来

1-1 少子化と経済規模の縮小

人口減少は将来の日本経済に如何なる問題をもたらすであろうか。第一は生産年齢人口の減少により経済規模(GDP)の縮小が起きることである。単純化した前提(1表の注を参照)に基づいて予測すると、GDP規模は2015年を基準にして2035年には12.5%縮小し、2045年には22%、そして2055年には29%縮小することになる。これは日本の地政学的な地位(国際的なプレゼンス)を低下させることになろう。(ただしここでは資本ストックの増加と技術進歩をゼロと仮定しているの、実際の縮小幅はこれより小さいであろう。しかし諸外国との相対的規模格差はこのようなものであろう)

第二は一人あたりの実質GDP(1表④欄)はそれほど減少しないことである。2035年は2015年に比べて99.2%、2045年は97.5%であるから、増加こそしないものの大きな減少にはならない。したがって国民生活水準の低下はそれほど大きくは無いといえる。これはGDP規模の減少に対応して総人口も減少するからである。

第三はGDP規模が縮小するために税収が減り財政規模が縮小することである。これこそが極めて深刻な問題

を引き起こすことになるが具体的には三つの課題が生じる。それは社会保障費支出(医療費)の削減、年金給付の削減、国債管理政策の破綻である。その理由は次のように簡単なものである。まず財政の歳入(税収)は名目GDPに比例するから税収減が生じる。それに伴って社会保障費支出の切り下げが必然となる。また年金給付の削減が生じる理由は、一般会計からの繰り入れが減ることと生産年齢人口の減少によって年金の掛け金収入が減少するからである。三つ目の国債管理政策が破綻する理由は、財政規模の縮小に伴って国債発行と国債償還の規模も減らしてゆく必要があるが、現在の1,000兆円を超える国債残高のもとでこれは極めて困難だからである。

2015年時点において、一般会計規模は96兆円で歳入の四割が公債発行によっている。そして政府の公債残高は840兆円でこれは10年前に比べると300兆円の増加であり毎年30兆円ずつ積みましてきたことになる。この状態が早晩破綻することは明らかであるが、それを食い止める方法は増税とインフレーションの二つしかない。前者については消費税を少なくとも20%程度へ引きあげることが想定されている。また後者については、2035年までの20年間に実質GDPが12.5%縮小するからこれを相殺するだけでも12.5%の物価上昇が必要になるが、これには年率0.6%のインフレーションが必要になる。インフレターゲット政策が肯定される最大の理由は景気回復よりもむしろここにあるといえる。即ちインフレは増税効果を持つが、年率0.6%のインフレは所得税率を同率だけ上昇させる効果をもつからである。

国債についてはその殆どが内国債(持ち主が日本人)なので、外国債(外国人が所有者)の場合より困難は少ないという考えもある。その理由は国債償還に際して外国債では日本から外国への所得移転がおき、それは日本人の消費水準を下げるからである。一方、内国債では所得移転が国内間で行われ、例えばAさんからの増税収入をBさん(国債の持ち主)への返済に充てることになる。これは外国債の償還よりも問題は小さいともいえ

るが、しかし国内間の所得移転も大きな痛みをとまなう。例えばAさんとBさんが同じ人だとすると、Aさんが1億円の国債を所有していても、償還時に1億円の税金を課されることになる。結局、公債の価値はゼロで、これは公債の購入時に同額の消費支出を行ったことに等しい。これはリカードの等価定理と呼ばれるものであり、いわば政府が国債を10兆円新規発行することは10兆円を増税することと等価ということになる。

1-2 少子化とは人的資源ストックの食い潰し

少子化（人口減少）の一側面は、現代世代が過去世代の蓄積したストックを食い潰しているということに他ならない。経済の再生産構造から見ると、現在の生産水準と消費水準を維持するには資本ストックと労働（生産年齢人口）を維持して行かねばならない。前者についてはGDPの一定割合を投資に回すことによって行われる。一方、後者については出生率を2.0に維持することによって可能になるが、出生率が2.0以下になると経済規模は縮小することになる（人口減を補うだけの資本ストック増加が行われ経済規模が縮小しないことも論理的には可能だが、出生率1.4のように急激な場合にはこれは不可能である）。出生率が2.0以下になることは、現代世代が「子供の生産」水準を抑えることによって自分たちの消費水準を増やしていることであり、その意味で現代世代が過去世代の遺産を食い潰していることになるわけである。

出生率の低下が小さく1.8以上の水準が維持されれば問題は大きくならないかもしれない。しかし1.5を切れば経済規模の縮小スピードが加速し、前述した財政問題が一気に深刻化する。そして国債償還や年金給付削減は大規模な所得の再分配を伴うから、深刻な社会問題を引き起こす。人口減少を食い止める方法は出生率を高めるか、あるいは外国人労働者（移民）の増加を図ることしかない。

第二節 少子化の進行と人口転換 (Demographic Transition)

出生率の低下は近年の先進諸国に共通した現象であり、それは人口転換（Demographic Transition）あるいは出生力転換（Fertility Transition）と呼ばれている。出生率の長期的変動は多産多死の時代から多産少子の時代、そして少産少死の時代へと移行することが世界的傾向として確認されている。多産多死の時代とはマルサスが『人口論』で描写したようなケースである。乳児死亡

率が高いことから多産となり、その結果食料供給力の制約が働くまで人口は増加する。それに続く多産少子の時代では、医学の進歩や栄養改善により乳児死亡率が下がるが、多産の習慣がしばらく続く。このときもし食料供給力があればそれに応じて総人口が増加する。そして最後の段階は少産少死の時代である。この時期の特徴は、乳児死亡率の低下から多産の必要がなくなり、同時に避妊知識の普及により出生数が人為的にコントロールされ低下する。ただし出生率の低下が2.0付近で留まる国と1.5以下にまで下がる国がある（2表）。そして出生率が1.5以下に低下した場合、それが2.0のレベルまで回復することは極めて困難であるとされている。

1図は1920年以降のわが国の出生者数を見たものである（2015年以降は予測値）。これからいわゆる人口転換は1920年にはすでに始まっていたことが伺える。すなわち出生者数は1925年の215万人から緩やかに減少してゆき1960年には161万人になっている。ただしこの160万人という水準は定常状態として考えれば総人口は12,800万人（平均寿命を80歳として $12,800=160 \times 80$ ）となるレベルである。出生数には波があるが、1947～49年の3年間はいわゆる戦後のベビーブームで各年とも出生者数は270万人弱である。そして1960年以降も出生者数のトレンドは減少傾向にあるが、1971～74年は第二次ベビーブームの影響で各年とも200万人を超えた。そして1980年以降は減少傾向がはっきりとしており、2010年には105万人となり第二次ベビーブーム時に比べてほぼ半減した。また第三次のベビーブームが起きたとすればそれは2000年頃であったと思われるが、それは起きなかったといえる。次に2図は出生率であるが、これから将来の人口予測が可能になる。近年合計特殊出生率（TFR）は1.3～1.4にまで低下しており、これは総人口の急速な減少が確実視される事態である。

日本の出生力転換は第二次大戦後特に急速であったがその要因として阿藤（2000, pp.98-100）は①優生保護法の制定（1948）と避妊知識の普及、②都市化、教育水準の向上、③国民の生活改善意欲、④戦前の価値体系と権力構造が崩壊し個人の欲望追及が是認されたことなどをあげている。なかでも①は人口中絶を合法化し、急速な転換を促したという。

一方総人口（3図）をみると、1920年には5,600万人であったものが傾向的に増加し2010年にピークの12,800万人となり、それ以降は緩やかに減少して2040年には1億人程度になると予測されている。総人口の減少は出生数からややラグを伴っているが、これは高齢者の割合（高齢化率）が一時的に増大するからである。

最重要な問題はTFRが近時1.4程度の低水準まで低下

2表 合計特殊出生率の国際比較

	1970	1980	1990	2000	2010
オーストラリア	2.86	1.89	1.90	1.76	1.89
カナダ	2.33	1.68	1.71	1.49	NA
ニュージーランド	3.17	2.03	2.18	1.98	2.15
英国	2.43	1.90	1.83	1.64	1.98
米国	2.48	1.84	2.08	2.06	1.93
ノルウエイ	2.50	1.72	1.93	1.85	1.95
デンマーク	1.95	1.55	1.67	1.77	1.88
フィンランド	1.83	1.63	1.79	1.73	1.87
スエーデン	1.94	1.68	2.14	1.55	1.98
フランス	2.48	1.95	1.78	1.87	1.99
ドイツ	2.03	1.56	1.45	1.38	1.39
アイルランド	3.87	3.23	2.12	1.90	2.07
イスラエル	NA	3.14	3.02	2.95	3.03
日本	2.13	1.75	1.54	1.36	1.39
韓国	4.53	2.82	1.57	1.47	1.23
オランダ	2.57	1.60	1.62	1.72	1.80
ルクセンブルグ	1.98	1.50	1.62	1.78	1.63
ベルギー	2.25	1.68	1.62	1.67	1.87
イタリア	2.43	1.68	1.36	1.26	1.41
スペイン	2.90	2.22	1.36	1.23	1.38
ギリシア	2.40	2.23	1.40	1.26	1.51
メキシコ	6.77	4.97	3.43	2.77	2.05
トルコ	5.00	4.63	3.07	2.27	2.03
インドネシア	5.47	4.43	3.12	2.45	2.12
ロシア	1.97	1.90	1.89	1.20	NA
ブラジル	NA	4.06	2.79	2.39	NA
中国	5.51	2.63	2.34	1.74	1.60
インド	5.49	4.68	3.92	3.12	2.63

出所：OECD Fact Book 2013

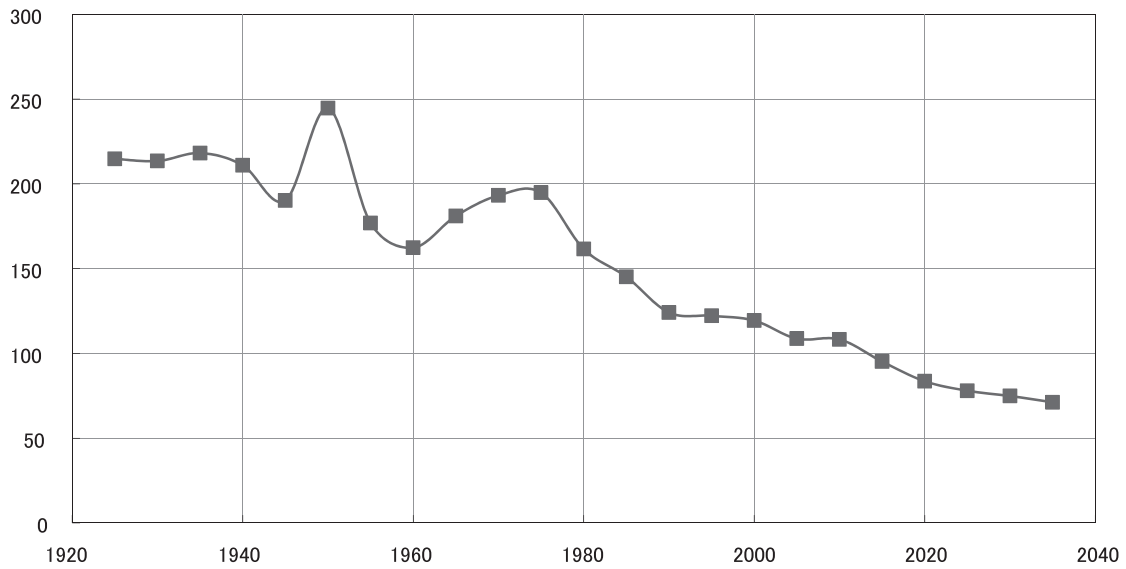
3表 年齢区分別将来人口推計（千人）

	2005年	2010年	2015年	2025年	2035年	2045年	2055年
0～14歳	17,521	16,479	14,841	11,956	10,512	9,036	7,516
15～59歳	75,548	71,290	68,408	63,373	53,802	46,053	40,059
60～64歳	8,545	9,995	8,399	7,587	9,117	6,946	5,892
65～69歳	7,433	8,221	9,613	7,037	7,920	7,507	6,148
70～74歳	6,637	6,969	7,716	7,649	6,977	8,430	6,449
75歳以上	11,602	14,222	16,452	21,667	22,352	22,471	23,866
生産年齢人口	84,093	81,285	76,807	70,960	62,919	52,999	45,951
それ以外人口	43,193	45,891	48,622	48,309	47,761	47,444	43,979
総人口	127,286	127,176	125,429	119,269	110,680	100,443	89,930

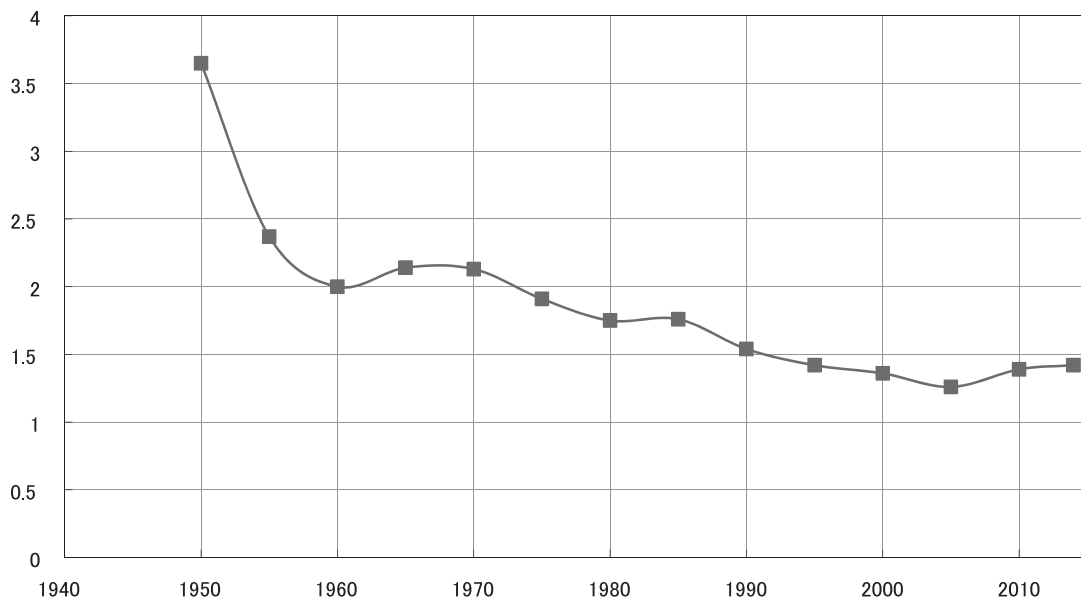
(注) 2005年の総数は年齢不詳を含む

出所：2005年は総務省「国勢調査」、2010年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

1図 出生数（万人）



2図 合計特殊出生率



していることである。この傾向が続けば日本の総人口は2045年には1億人程度になり2055年には9,000万人程度になると推計されている（3表）。これと同時に高齢者層（65歳以上人口）の割合が増えて、生産年齢人口（15～64歳）の比率が減少してゆくことになる。

第三節 日本における出生率低下の要因

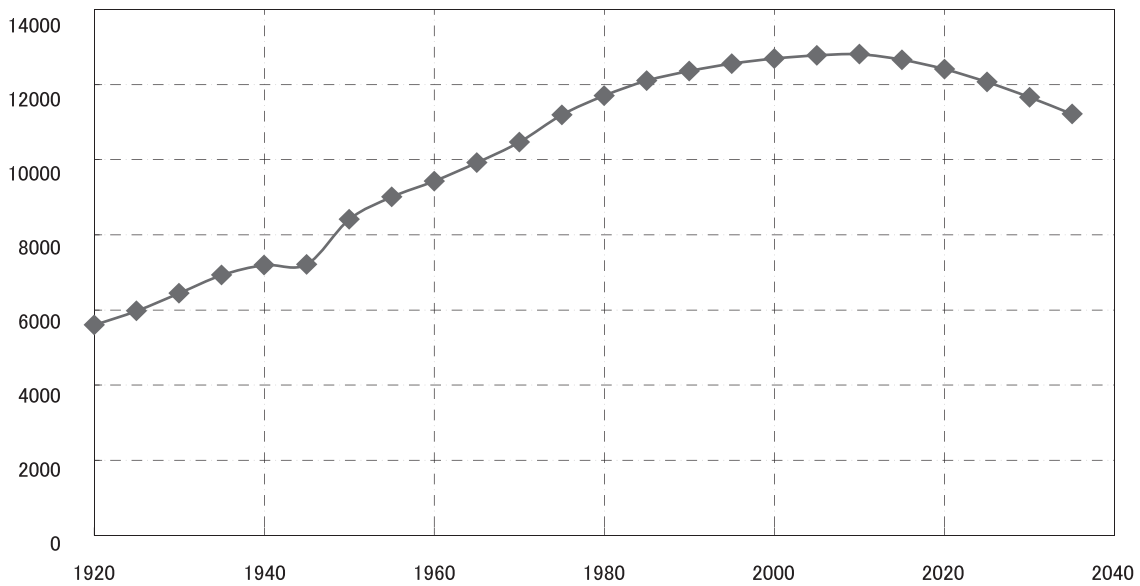
日本では1975年頃から出生率が置換水準2.0を下回り

始めた。出生率低下の原因として一般に次の4点があげられている。ただしその根底にあるものは少子化（子供への需要減少）であるといえる。

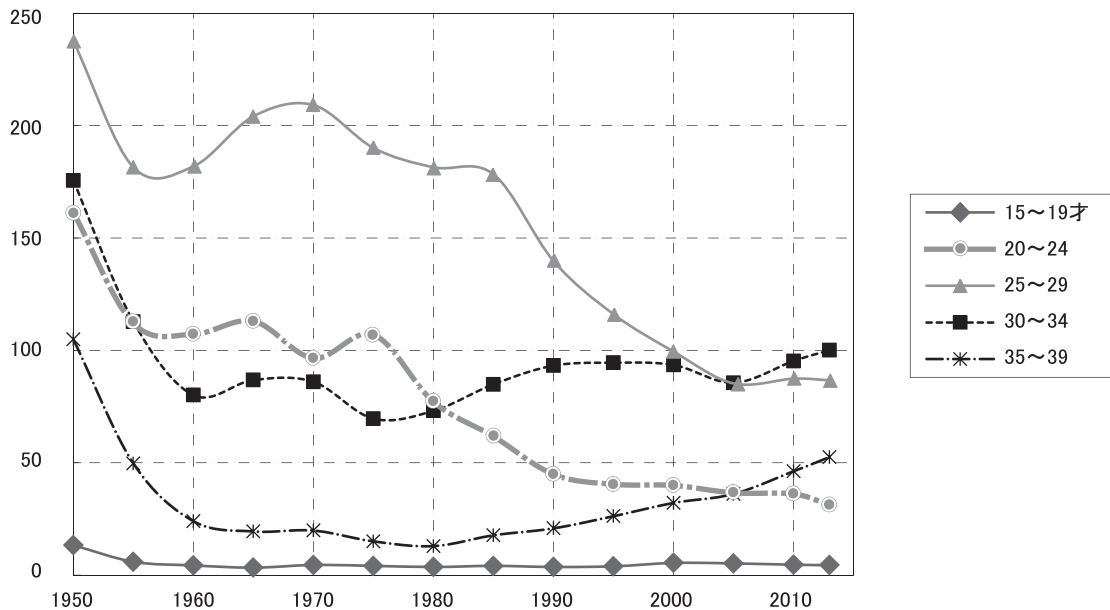
- ①晩婚化（結婚年齢の上昇）
- ②未婚化（婚姻率の低下）
- ③離婚率の上昇
- ④完結出生数の低下

①～③は婚姻関係に関するものであり、④は結婚した女性の出生数に関わるものである。わが国では婚外子の

3図 総人口（万人）



4図 出生率と年齢（女性1,000人あたりの出生数）



出所：「人口動態調査」厚生労働省

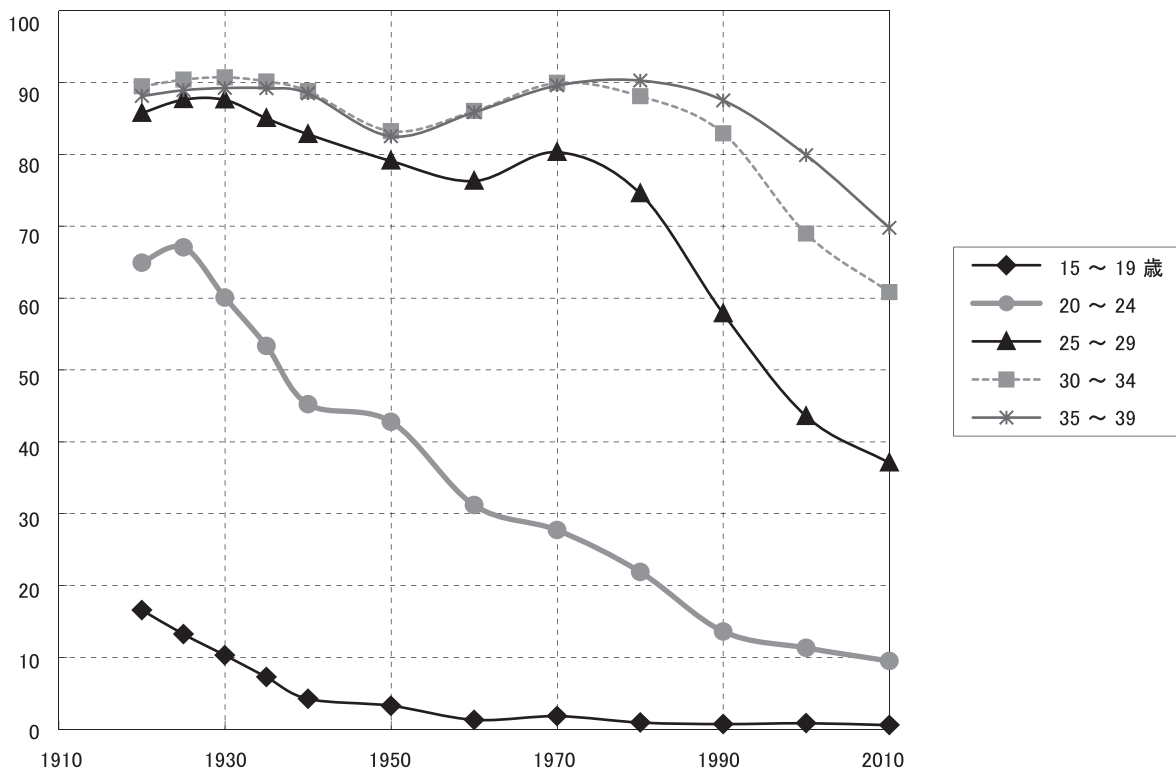
割合は諸外国に比べて非常に少なく出生はもっぱら婚姻関係のもとで生じている。因みに2008年における婚外子の割合は英、米、仏では40～55%、ドイツ、スペイン、アイルランドでは30%台であるが、日本は僅かに2%である¹。

3-1 晩婚化（結婚年齢の上昇）

晩婚化が起きたのは子供の需要が減ったためであり、晩婚化したために出生数が減ったのではない。もし5人の子供が必要であれば少なくとも30才までには結婚しておかねばならないであろう。女性の出生可能な年齢は15～45才とされているが、出生能力が高いのは20～35才で

1 より詳細については阿藤（2000）第8章、上野（1990）、橋木・木村（2008）を参照。

5図 女子の有配偶率 (%)



出所：「国勢調査」総務省

ある（4図）．従ってこの世代が結婚している割合（有配偶率）が出生数に大きな影響を与えることになるが、1970年以降には有配偶率の傾向的な低下が見られる（5図）．特に25～29才の低下は顕著で1970年の80%が2010年には40%弱になり半減している．また30～34才についても同じ期間に90%から60%まで三分の二に低下している．一方、20～24才の有配偶率低下は戦前から始まっていたが1930年の70%から徐々に低下し、2010年には10%まで低下した．このように1970年以降、これら出生能力の高い三つの層で、有配偶率は傾向的に低下してきたが、阿藤（2000, p.110）はこれを「大シングル時代」の到来と呼んでいる．

3-2 生涯未婚率の上昇

結婚を生涯しない女性の割合が生涯未婚率で、これが増加した背景には女性の経済力が増したことがあげられる．女性が結婚しなくても経済的に困らない時代になったのである．それ以前には結婚して家庭を持たなければ、女性の生活は成り立たなかったのである．

生涯未婚率の大きさは35～39才の有配偶率（5図）から推測することができる．35～39才の有配偶率は1920～80年の長期にわたって安定しており90%程度で推移している．これから同期間の女子の生涯未婚率は10%弱

であったと推測できる．（1950年には生涯未婚率がやや上昇しているが、これは戦争で多くの男子が死亡したためであろう．）ところが1980年以降35～39才の有配偶率は低下し始め2010年には70%まで低下した．言い換えれば生涯未婚率は30%程度まで上昇したことになる．

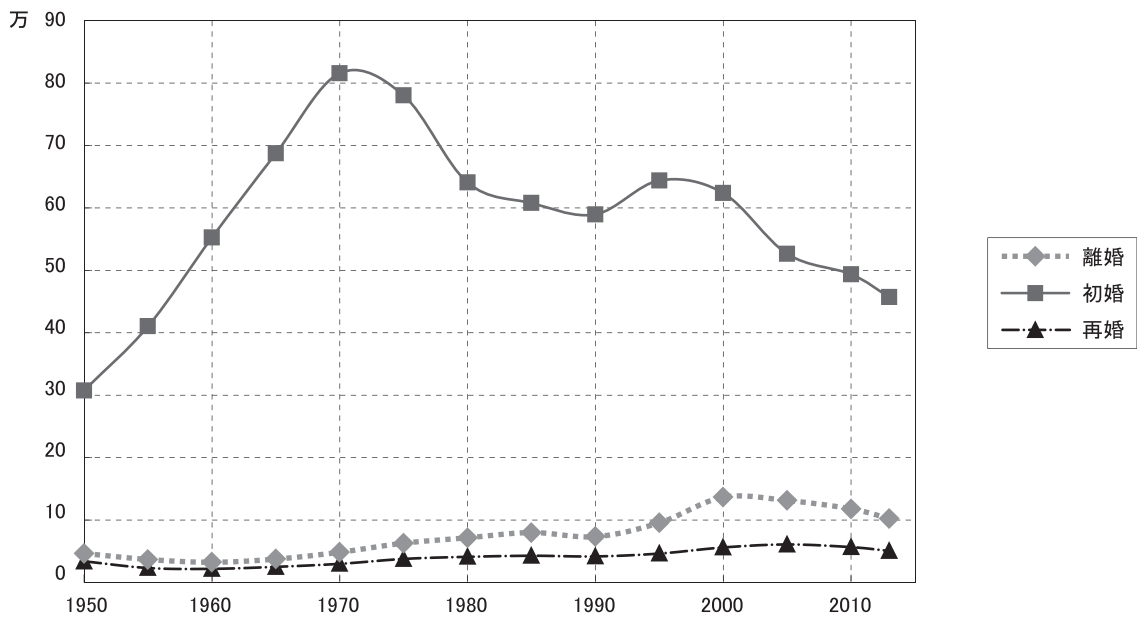
3-3 離婚率の上昇

離婚率上昇の原因の一つは未婚率の場合と同じく女性の経済力が高まったことであろう．離婚は夫婦の数を減らし、あるいは安定した結婚を中断させるから出生数を減らす要因になる．離婚件数は1970年ころから少しずつ増えて2000年には15万件／年程度になった（6図）．また再婚件数は離婚件数の半分程度である．一方、初婚件数は1970年と1995年に山があるがこれは団塊の世代に対応したものでであろう．初婚件数は1970年の81.5万件から2010年には50万件と半分近くに減ったが、これは出産できる夫婦の数が傾向的に減少していることを意味する．離婚率（＝離婚件数／初婚件数）は上昇傾向にあり、これは2010年には2割程度にまで上昇した．

3-4 完結出生数の低下

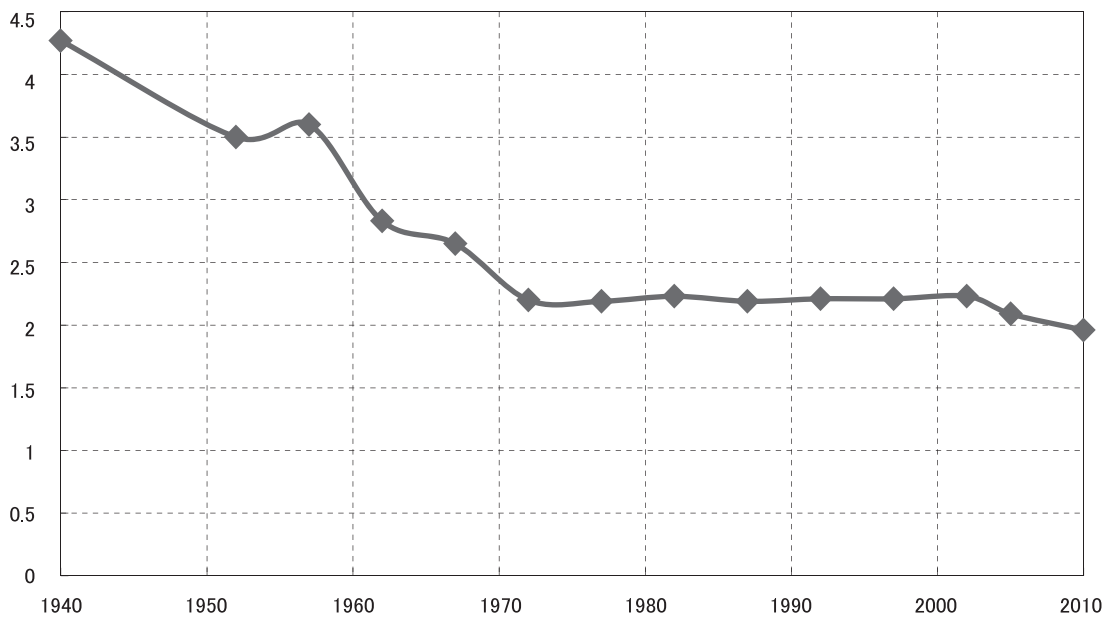
完結出生数とは、結婚した女性が出産を完結するまでに産む子供数である．わが国では婚外子の割合が小さい

6図 離婚件数と初婚件数



出所：「人口動態調査」厚生労働省

7図 完結出生児数 (人)



出所：「出生動向基本調査」厚生労働省

ので、合計特殊出生率（TFR）と完結出生数の間にはおおよそ次のような関係がある。

$$\begin{aligned}
 \text{合計特殊出生率} &= \text{出生総数} / \text{女性総数} \\
 &= \text{有配偶女性数} \times \text{完結出生数} / \text{女性総数} \\
 &= \text{女性の有配偶率} \times \text{完結出生数}
 \end{aligned}$$

したがって出生率は女性の有配偶率と完結出生数の二つから決まることになる。

7図は完結出生数の動きを見たものである。1940年の4.2から1972年の2.2へと傾向的な低下が見られる。そして1972年から2002年までは2.2の横ばいで30年間続き、その後2005年には2.09、2010年には1.96となり2を切った。一方、女子有配偶率（5図）を見ると1970年からす

で傾向的な低下が始まっている。

以上をもとに合計特殊出生率（2図）を見ると、1950年から1970年への低下は主に完結出生数低下の寄与が大きく、また1970年から2010年にかけての低下は25～34才層の有配偶率低下の寄与が大きいと考えられる。ただし2010年以降は完結出生数と有配偶率がともに低下する兆候もあり、もしそうなればTFRは今後さらに低下する可能性もあろう²。

第四節 少子化の経済学的分析

人口転換により少子化の時代がもたらされたが、それには様々な要因が指摘されている。主なものとしておよそ以下のような点があげられている（Guinnane 2011）。

①と②は医学の進歩に負うものであり、③以下は経済社会の変化がその基底にある。

- ① 幼児死亡率の低下
- ② 避妊技術の進歩
- ③ 育児費用の増加
- ④ 母親の機会費用の増加
- ⑤ 子供からの収益率の低下
- ⑥ 社会保険と年金制度の整備

子供を生み育てるのは家計（家族）であり、企業でも国でもない。とすれば上記①～⑥の条件下で、家計（家族）と女性が出産と育児にどのようなインセンティブを持ってきたかを考えることが重要になる。

4-1 日本の人口転換と少子化の概観

明治時代の日本はマルサスの状況の時代であった。農業中心の社会で子供は労働力として不可欠であった（子供の収益率⑤は高かった）。そして乳児死亡率が高かったために、多産は不可避であった。また子育てコストは農業社会では小さかったことも多産を可能にした（あるいは多産のために子育てコストは低く抑えられた）。社会保険や年金制度は無かったので、家族経済が単位として独立して維持される必要があった。家族は子供、成人労働者、老人という三世代が同居し互いに支えあったが、ここでは子供が生まれることは死活的に重要であった。子供が生まれなければその家族は早晚消滅する運命にあったからである。

一方、現代が明治時代と異なる点としては以下の4点

が上げられる。

- (a) 第一次産業（農業）の比率が低下し、第二次、第三次産業のウエイトが増した。そして第二次、第三次産業に従事する労働者家計にとって子供は必要な労働力ではなくなった。
- (b) 医学の進歩により乳児死亡率が低下し多産の必要がなくなった
- (c) 女子の高学歴化と女子労働の賃金上昇により子育てコストが高まった。
- (d) 第二次大戦の敗戦を境にして我が国の家族政策や法制度（民法改正、優生保護法の制定）が少子化推進の方向へ変化した。

明治時代から現代にかけて農業（第一次産業）のウエイトは傾向的に低下してきた。農家世帯は子供の労働力を必要としたため多産であったが、そのために日本の総人口は明治期の3,800万人から1億2千万人まで増加した。ところが現代において第一次産業人口は総人口の5%程度に過ぎない。また都市部の出生率が地方に比べて低いことは江戸時代から知られていたが、現代では多くの人口が都市部に住むようになった。

日本の乳児死亡率が低いことは世界に誇れる水準である。WHO調査によると新生児死亡率は1,000人に1人（生後1ヵ月以内）、乳児死亡率は1,000人に2人（生後1年以内）でいずれも世界でもっとも低い水準である。

女性の高学歴化は女性の賃金を上昇（男女賃金格差を縮小）させる。そして女性賃金の上昇は子育てのコストを高め、それゆえに子供数を減らす方向に働く。Mincer（1963）は母親の時給増加は少子化につながるという実証結果を得ている。母親の時給増加は家計所得を増やすと同時にそれは母親の出産と育児の機会費用（opportunity cost）を上昇させる。そしてコスト増大により出生数を減らそうとする効果は、家計の所得増大による子供を増やす効果より大きいのである。わが国でも女性の社会進出や男女賃金格差の縮小は子供数を減らす方向に強く働いているであろう。

(d) は国の政策と家族制度に関するものである。戦前では国策から人口増加策がとられたが、戦後は一転して人口抑止策がとられた。戦前の富国強兵策では家族もそれに対応して子沢山であった（1940年の完結出生数は4.2人）。しかし戦後は優生保護法（1948）や民法の男女平等原則により女性の経済的地位が高まり、子供数が少なくコントロールされる要因になった。

2 詳細については大谷憲司（1993）を参照。

家族制度は国により異なりその特性が出生数にどのような影響を与えるかは必ずしも明らかではないが、大きな影響を与えていることは確かであろう。2表をみると、2010年においてアングロ・サクソン諸国（英国、米国、オーストラリア、カナダ）の出生率は2前後で高いが、ドイツ、日本、韓国は1.5を切っている。しかしながら1970年においてはこれら三ヶ国の出生率はすべて2.0を超えていた。出生率には慣性があるが中長期的にはダイナミックに変化もする。そしてそれを2.0付近に政策的にコントロールすることは容易ではないようである。

4-2 ベッカーの理論的分析

ベッカー（1960）は出生率分析をミクロ経済学（消費者行動理論）に基づいて行っている。消費者行動理論とは家計の経済行動を説明するもので、家計は与えられた予算（所得）制約のもとで効用（満足）を最大にするように消費財の支出配分を行うと考える。そして子供も財の一つとして捉えるわけである。

ベッカーは以下のように考える。家計は予算制約のもとで効用（満足）を最大化するように行動する。子供は家庭内生産（household production）の産物であり、子供の生産（出産と育児）には費用がかかる。一方、子供は親に対して効用や便益をもたらす。そしてこれらの費用と便益を考慮して家計は子供数を決めることになる。

まず子供が親に与える便益や効用について考えよう。ベッカーはまず子供が生産財か消費財かという問いを立てる。生産財とは子供が家計の生産活動に貢献する場合であり、かつての農家のようなケースである。農家では子供は育ちあがるまで、あるいはその暫く後まで労働力として有用な存在であった。一方、消費財とは、子供は家計に経済的あるいは労働力として貢献はしないが、親に効用（楽しみとか満足）を与える効果をもつものである。要するに、人口転換の背景には子供の生産財から消費財への転換があったわけである³。

次に子供の費用（コスト）について述べよう。家計の子育て費用総額は‘子供の人数×1人当たりの支出金額’になるが、これらをベッカーはそれぞれ数（quantity）と質（quality）と呼んでいる。（ただし質が高いということは単に支出金額が大きいということであり、それには道徳的に優れているとか知的水準が高いという意味はない。例えば大学へ進学させるとか海外へ留学させることは‘質’を高くすることである。）いま家計にとって予

算額が一定であれば、子供の数を増やせば質を低くすることになり、逆に質を高くしようとすれば、数を少なくすることになる。

子供の費用において重要なものに母親の機会費用（opportunity cost）がある。これは母親が負担する費用を市場価値で評価したものである。例えば妊娠と出産は主として母親の負担になるが、このために母親は労働市場で働いて得る賃金を断念せざるを得ない。これが母親の機会費用である。母親の機会費用が大きくなるほど出産のコストは大きくなるので、それは子供数を減らす方向に影響する。

一人の子供を大学卒業（22歳）まで育てるのに要する総費用としてAIU保険（2005年）の調査は基本的養育費1,640万円、教育費は1,345～2,063万円としており総計は3,000万円程度としている。また国民生活白書（平成17年）の推計では1,300万円となっている（橘木、木村 p.155）。仮に一人3,000万円だとすれば三人で1億円近くが必要になるが、もし子供が消費財であるとすれば三人を育てるのは容易ではない。

もう一つの要因である所得について考えよう。子育てをする家計にとってその所得は重要な変数である。ベッカーは所得との関連で、子供の数と質はともに上級財であると述べている。上級財とは所得が増えたときにその需要が増えるような財をいい、したがって家計の所得が増えればその子供数は増える関係にある。また子供一人当たり支出する費用も、家計所得の増加につれて増えることになる。ただしベッカーは、家計は所得増に対応して、子供数を増やすよりも子供一人当たりの支出金額をより多く増やすと考えている。これは「質に関する所得弾性値」が「量（数）に関する所得弾性値」よりも大きいというように表現される。近時の家計は所得が増えても、子供数を増やさずに、子供一人当たりにかかる費用を増加させる傾向があるが、このとき家計所得が増えてもそれが子供数の増加につながらない可能性が高いわけである⁴。

ベッカーの理論は先進諸国の出生率（2表）についていかなる含意をもつであろうか。各国の出生率はともに傾向的に低下しているものの、2010年現在かなりバラツキがある。置換水準の2.0付近にある国（アングロ・サクソン諸国、北欧、フランス）もあれば置換水準をはるかに下回って1.2～1.5にある国（ドイツ、イタリア、日本、韓国）がある。この差がどこから来るのかについて

3 ただし子供が生産財か消費財かという区別は家計（ミクロ経済）レベルにおけるものであり、マクロ経済レベルでは子供は常に生産財である。なぜならば子供は次世代の労働力に他ならないからである。要するにマクロ経済レベルでは生産財である子供が、ミクロ経済レベルでは消費財でしか有り得ないこと、このマクロとミクロの乖離が現代の少子化問題の根本原因とも言える。

ベッカーは必ずしも十分に答えていない。出生率の問題は宗教や文化の影響も大きく極めて複雑な問題である。

4-3 晩婚化と未婚化の経済学的説明

晩婚化、未婚化という現象は経済学的に説明できるであろうか。ここでは結婚相手を探すことをモデル化したメイトサーチ・モデルをもとに考えよう。

(1) メイトサーチ・モデル…婚活のモデル

婚活の仕組みを説明する経済モデルとしてメイト・サーチ・モデル（探索モデル）がある。サーチとは情報の不確実性がある条件下でベストな相手を探したそうとする行動である。ここで情報の不確実性とは、望む相手が何処にいるのか、また結婚しようとする相手の質が事前には分からない状態のことである。このような不確実性のもとで結婚相手を探す活動（いわゆる婚活）は、学生が就職する会社を探す就職活動（就活）と極めて似た性質を持っている。それはどちらも情報が不確実であることと、一対一の組み合わせ（マッチメイキング）を求めるという共通点である。

ベッカーは婚活の場を一般の市場に擬えて結婚市場（marriage market）と呼んでいる。結婚市場では男女が互いに自分をもっとも高く買ってくれる相手を探すことになる。例えばいま3人ずつの男子と女子からなる結婚市場があると、完全情報である（情報の不確実性が無い）とする。そしてそれぞれの男女は、自分の申し出を受け入れてくれる相手の中でもっとも価値の高い相手を選ぶことになる。3人の男性がもっている価値はそれぞれ9, 8, 7で彼らをM9, M8, M7と呼ぼう。同様に3人の女性の価値は10, 9, 8で彼女らをF10, F9, F8と呼ぼう（ここでそれぞれの価値は6人全員にとって共通であるとする）。両性の合意で組み合わせが決まるとすれば、M9とF10, M8とF9, M7とF8が結ばれることになる。このように完全情報の場合にはマッチングは容易に決まる。

それではもし情報が不確実であればどうなるであろうか。この場合相手の価値は事前には分からないが、しばらく交際をすれば知ることができると考える。そして何人かの相手と交際し、そのなかでこれぞと思う相手と出会ったときに結婚を決断することになる（ただし交際は一度に一人の相手としかできず、またそれには一定期間を要し、一度結婚を決断したらそれ以後のサーチはできない）。ここで問題は、何人くらいの相手と交際して結論を出すのがもっとも望ましいかということになる。ただしサーチ期間は無期限ではない（男女とも年齢を取りすぎると不利になる）から、交際する相手の数には自から制限がある。さてサーチングでは、まずある人と交際しその相手の価値を知る。そしてもしその相手に満足しなければ、次の相手と交際を始めることになる（ただし一度断った人とは改めて交際することはできない）。このようなサーチモデルの主要な結論は「留保水準」が存在し、その留保水準を超える価値をもった相手とめぐりあったときにサーチを止め、結婚を決断するというものである。そして留保水準とサーチ期間は連関しており、留保水準が高くなるほどサーチ期間は長くなるし、逆にサーチ期間の制約がゆるければより長い期間サーチできるから、それだけ留保水準を高くすることができる。またサーチする相手の集団が大きいほどサーチ期間は長くなることなどが分かっている。そこで留保水準とサーチ期間がどのような要因から決まるかが問題になる。おそらく資産的に恵まれた家に生まれる、優良企業に勤めている、容姿端麗であるなどの場合は留保水準を高くすることになるであろう。

(2) 晩婚化と未婚化

メイトサーチ・モデルをもとに晩婚化を考えてみよう。晩婚化の原因として以下の3点が考えられる。

- ①サーチを始める年齢が遅くなること。
- ②サーチの期間が長くなること。
- ③留保水準が高くなること。

4 フェミニズム仮説は異なる視点から少子化を説明しようとする。フェミニズム仮説とは、男性から抑圧された女性を解放し、女性の従属的な立場を対等なものにしようという思想、運動である。そのなかでマルクス主義をとり入れたものにマルクス主義フェミニズムがあり、そこでは資本制と家父長制の関係のなかにある女性の従属的位置をめぐって議論が展開される。例えば上野（1990）は、少子化の原因は、搾取されている女性の社会に対する反逆であるという。やや敷衍すれば、経済社会と家族の構造はそれぞれ「資本制」と「家父長制」で表されるが、両者（社会と家族）を支配しているのは男性であり、女性は従属的な立場にあり搾取されている（不当な分配に甘んじている）。そして再生産労働（子供の出産、育児）や家事労働は女性の無償労働によっている（家事には賃金労働は与えられない）。このような状況下で女性は出産と育児を拒否するようになる（上野2000, p.243, 250）、川嶋（2000）。

このようなフェミニズム理論による分析が少子化の一部を説明していることは確かであろう。労働の再生産（出生と育児）に今や男性も積極的に参加しなければならぬ時代になったと言われる所以である。阿藤（pp.201-6）によれば「1990年代について先進諸国を比較すると、女性主導の避妊法の普及率、同棲・婚外子率、男性の家事参加率が高い北欧諸国やアングロ・サクソン諸国の出生率は高く、そのいずれも（あるいはその大部分）が低い南欧諸国、ドイツ、日本などの出生率は低い」という。

①は結婚を考え始める年齢が遅くなることであり、②はサーチの結論を急ぐ必要がないことである。例えば1980年代の初めには女性の結婚適齢期は25才までといわれクリスマス・ケーキに擬えたが、これは25日を過ぎるとクリスマス・ケーキの価格が下がることからきていた。現在では適齢期が25才というのは死語であるが、こうなった背景にあるのは何よりも少産化（多産である必要がなくなったから）であろう。結婚において子供を生むことが条件であるとして、もし2人の子供を持つことが条件であれば女性は30～35才で結婚すればよいであろう。もし1人の子供でもよいとなれば35才以降でもよいであろう。したがって少産少死の時代に移行して、女性はサーチの開始期間を遅くすることができたわけである。晩婚は少子化の原因ではなく、少子化が晩婚を可能にしたのである。

留保水準が高くなったこと③の原因としては高度経済成長を経て一般家計の所得水準が上昇したこと、それとともに大学進学率が上昇したことが考えられる。親と同居していた子供が結婚するとき、もし生活水準が下がるとすれば結婚をためらう可能性が高くなる。独身者の生活が経済的に優雅に見えて「独身貴族」という流行語ができたのは1977年でこれは高度経済成長が終わった直後の話である。そして2000年にはパラサイトシングルという言葉が生まれたが、これは独身で30代になっても親に経済的依存を続ける若者のことをいう（山田1999）。親に経済力がある場合、子供は独身状態を続けることができ、したがってサーチ期間を長くし、留保水準を高めに設定することになる。戦前期の子沢山の時代においては、子供たちは経済的独立を出来るだけ早くせねばならなかった。そして経済的独立をするためには結婚以外の選択は少なかった。しかし現代はその逆になったのである。

第五節 移民受け入れの可能性

5-1 移民とは何か

移民は経済的に貧しい国から豊かな国への人口移動であり、その主たる要因は経済格差や賃金格差である。歴史的にはコロンブスのアメリカ大陸発見以来ヨーロッパから南北アメリカへの移民がよく知られている。現代においては、メキシコから米国への移民、EU域内から英国、フランス、ドイツへの移民があり、またオーストラ

リアやカナダも多くの移民を受け入れている。一方、日本は戦後（1945年以降）移民を厳しく規制してきた。しかし近い将来に予想される労働人口の大幅減少に備えて、経団連（日本経済団体連合会 2008）は政府に移民受け入れの検討を要請している⁵。

移民はヒトの流入なので、モノや資本の輸入とは根本的に異なるからその受け入れには十分な検討が必要である。移民には大別すると出稼ぎタイプと永住タイプの2つがあり、前者は一定期間働いたあと母国に帰るが、後者は移民地に留まり永住するものである。受入国としては前者のほうが受け入れやすいが、政策的に両者を分けることは容易ではない。なぜなら出稼ぎタイプを条件にして受け入れても、時間の経過とともに家族を呼び寄せ子供が生まれる。子供世代は母国語が話せず、母国の制度や習慣にもなじめず永住することになる。そして永住を認める場合には国籍（市民権、参政権）を与えるか否かという問題が生じてくる。

移民は受入国の住民からさまざまな差別を受け勝ちである。肌の色、言葉、宗教、文化、習慣の違いから受け入れ側が移民（マイノリティ）に偏見や違和感をもち差別を行うのである。移民を偏見や差別なしに受け入れる国は皆無ではないとしても多くは無いらあろう。トッド（1999）は移民の運命として同化か隔離のいずれかであると述べている。日本が移民を受け入れる場合には、過去の経験や諸外国の例を十分に検分して判断すべきであらう。

5-2 移民の定義とその統計

移民とは外国から移り住んで来て定住する人のことである。そこでまず外国から来た人の定義が問題になるが、これは移民に対して国民とは何かという問題でもある。移民の定義は国によって異なるが大別すると二つあり、第一は“外国で生まれた人”で、第二は“国籍が外国の人”である。これら二つの集合は重なる部分の大きい全く同じではない。例えば外国で生まれ移住した後に当該国の国籍を得る人がいるし、外国で生まれても誕生時すでに当該国の国籍を持っている人もいる。逆に当該国で生まれたが国籍が外国の人もいる。

このように移民に関する定義が問題になるのは、国によって国籍に対する考えが異なるからでもある。前述した第一の場合は出生地主義、第二は血統主義と呼ばれる。前者の例として米国やアングロ・サクソン諸国（英国、カナダ、オーストラリア）がある。米国では両親がど

5 ただし戦前の明治中期以降（韓国併合以前に）、朝鮮半島から移民を受け入れていた経験がある。

4表 移民人口の総人口にたいする比率 (%) (2011年)

国名	(1) 外国での出生者	(1a) 国籍取得者	(1b) 国籍非取得者	(2) 外国籍の者	(2a) 当該国での出生者	(2b) 外国での出生者
豪州	26.7	-	-	-	-	-
カナダ	20.1	-	-	-	-	-
フランス	11.6	6.2	5.4	6.0	0.6	5.4
ドイツ	13.1	6.9	6.2	8.5	2.3	6.2
イタリア	9.0	2.3	6.8	8.0	1.2	6.8
英国	12.0	5.0	7.0	7.6	0.6	7.0
米国	13.0	6.4	6.6	6.8	0.2	6.6
日本	-	-	-	*1.6	-	-

出所：OECD Factbook 2014

注：いずれも総人口に対する比率 (%)

この国籍であろうとも例え不法移民であろうとも、もし子供が米国内で生まれた場合その子には米国国籍が与えられる。この考えに沿えば、移民とは外国（米国以外）で生まれた人と考えるのが自然である。一方、後者の例としては日本やドイツがある。ここでは子供は両親の国籍を受け継ぎ、血の繋がりを通じて国籍を受け継ぐことになるので血統主義と呼ばれる。この場合、国民とはその国の国籍を持っている人であり、それゆえ移民か国民かの区別は国籍を持っているか否かによってなされる⁶。

さて4表はOECDによる移民人口の統計である（いずれも総人口に対する%で表されている）。(1)欄は外国生まれの者で、出生地主義の国ではこれがほぼ移民人口に対応する。同表では(1a) + (1b) = (1)、(2a) + (2b) = (2)の関係になっている。前者の意味は、外国で出生したもの(1)は当該国の国籍をとっているもの(1a)と国籍をとっていない者(1b)に分類される。また後者の意味は、外国籍のもの(2)は当該国で出生したもの(2a)と外国で出生したもの(2b)に分類される。そして(1b) = (2b)である。なお、日本の外国人登録者数は207.9万人（在留外国人統計、法務省）で総人口の1.6%（*）になる。

同表から凡そ以下のことが分かる。

- ①日本以外の国では移民（外国での出生者）の比率が高く、英米独仏は11～13%である。カナダとオーストラリアは20%を越えているが、これは現在も大量の移民を受け入れているからであろう。日本には統計がないが、2%以下と推測される。
- ②英国、フランスの移民比率が高いのは旧植民地からの流入があること、それにEU域内からの流入が多いことが考えられる。
- ③ドイツの移民比率が高いのは、1970年代にトルコから大量の移民を受け入れたこと、それに1990年以降はEU域内からの流入が考えられる。
- ④(1a)欄を見ると、英米仏独において外国生まれのうち当該国籍を取得したものの比率は凡そ半分である。
- ⑤(2)、(2a)、(2b)の欄を見ると、外国籍のもの多くは外国で出生したものである。そしてドイツとイタリア両国ではそれらの国で出生してもその国籍をとれない人口はそれぞれ2.3%、1.2%でこれらの比率は英米仏の3カ国より高い。これは独伊両国が血統主義的な国籍法を持つからであろう。

6 国籍法がドイツや日本ではなぜ血統主義であり、米国や英国ではなぜ出生地主義なのであるか。トッド(1999, pp.228-31)は興味深い仮説を提示しているが、それは家族構造がイデオロギーに投影され、それが法律化されているのだという。トッドによればドイツや日本の家族類型は「直系家族」と呼ばれるタイプであり、一方米英両国は「絶対核家族」と呼ばれるタイプである。直系家族の特徴は父子関係が権威主義的であり、兄弟関係は不平等主義的（財産相続が不平等、例えば長子相続制）である。この家族類型と統合的な国民的価値観は親子という血の繋がりと家系の連続性を重視する。そして相続権は血の繋がりに基づくことになり、土地、国籍、技術などあらゆるものがその対象になる。一方、米国や英国等の家族類型は「絶対核家族」であるが、核家族文化のもとでは父は早くから子供を手放し、子供の社会化を完成させる任務を地域集合体にゆだねるという（直系家族類型では子供を社会化する機能は家族が担う）。ここでは世代間に家族の非連続性が生じ、親は子にすべてのものを伝えることはせず、したがって国籍も親子間の相続によって伝わることはなくなる。そして国土の原理（出生地主義）ともいべきものが（血統原理に代わって）国への所属を規定するものとなる。

5表 外国で出生した者の人口とその総人口に対する比率 (2011年)

	(1) 外国出生 の人口 (万人)	(2) 外国籍の 人口 (万人)	(3) 総人口 (万人)	(4) 外国出生者 の比率 (%)
オーストラリア	596.1	-	2,232.45	26.7
カナダ	693.1	-	3,448.4	20.1
フランス	733.4	379.3	6,322.4	11.6
ドイツ	1,071.6	695.3	8,179.8	13.1
イタリア	540.1	480.1	6,001.0	9.0
英国	759.4	481.0	6,328.5	12.0
米国	4,050.6	2,118.8	31,158.8	13.0
日本	-	-	12,779.9	-

出所：OECD Factbook 2014

注：(1) = (3) × 4表の(1)

(2) = (3) × 4表の(2) で求めた。また(4)は4表の(1)の数値である

次に5表における「外国出生の人口」とは“生まれた国から当該国へ移民してきた人数である。”市民権(国籍)に出生地主義をとる国(英米など)ではこれがほぼ移民人口に対応する。OECDの移民統計にはもう一つの統計として「外国人居住者数」があるが、これは“外国の国籍を持っていて当該国に住んでいる人数”である。当該国に帰化して国籍を得た人は前者に含まれ、後者には含まれない。

5-3 経団連(2008)による移民政策の提言

経団連は少子高齢化が近い将来に深刻な労働力不足を来し、それが財政や医療制度、年金制度に大きな困難を生じさせると危惧を述べている。総労働人口が縮小して行くとき、もしそれに比例して財政や年金制度の規模をスムーズに縮小して行くことが出来れば、人口減少は必ずしも問題ではない(ただし地政学的なプレゼンスは低下する)。しかし前述したように、財政や年金制度の規模を人口減に比例して縮小させてゆくことには様々な困難が伴う。例えば国債残高は現在1,000兆円と言われるが、これを比例的に縮小させることは容易ではなく、考えられる手段はハイパーインフレーションと大幅増税しかない。

移民を受け入れる場合、(1)どこの国から、(2)どのようなタイプを(3)どのくらいの規模で受け入れるかが問題になる。同提言は概略を述べるに止まっているが、第一についてはアジアの近隣諸国が一定の移民供給力を持っているとしている。また第二については、(a)

高度人材の受け入れ(ITや商品開発の技術者)(b)留学生の受け入れを拡大して彼らが日本に留まることを期待する(c)一定の資格や技能をもつ人材で人手不足が生じている産業(建設、運輸、農林水産、介護など)の需要に対応してとしている。そして第三については経済産業省の試算を引用して、1995年の生産年齢人口を維持するためには2030年までに1,800万人(年平均50万人程度)の流入が必要としている。

また同提言は、「日本社会で定住を希望するものに対しては、教育、雇用、社会福祉等といった社会統合政策を通じて、わが国の文化や社会への理解を深め、日本語能力の向上を図った上で、永住権の積極的付与など、法的地位を安定化してゆくことが求められよう」としている。

5-4 戦前期における朝鮮からの移民

日本は戦前期に朝鮮から大量の移民を受け入れた経験をもっている。終戦時(1945年8月)の朝鮮人人口は内地におよそ200万人、満州国に160万人であった。戦後、一部は帰国しまた一部は日本内地と満州(中国東北地方)に留まった。ちなみにその当時朝鮮内の在住人口はおよそ2,400万人であった(外村2013, p.56)。このような大量人口移動の原因は日本の植民地政策と経済発展を遂げつつあった日本と朝鮮との賃金格差、それに朝鮮農村部の経済的困窮であった(河1997, pp.27-48, 水野・文2015, pp.22-28)。朝鮮人の渡日が増加するのは第一次大戦以降のことで日本内地での在住人口は1920年4万人、1930年42万人、1940年121万人、1945年210万人であった。この間1939年からは朝鮮人強制連行が行われたといわれるが、これは日中戦争の長期化により日本人男子の多くが徴兵されて労働力不足を来したことで、1938年に成立した国家総動員法に基づき朝鮮から内地への労働力移動が図られたからであった。

朝鮮人は内地でどのような職業に従事し、どのような居住環境にいたであろうか。多くは下層労働市場においていわゆる3K(キツイ、キタナイ、キケン)労働に従事していた。職種は様々であったが職工、土木作業員、炭鉱労働者、染物工などであった(河 pp.63-198, 水野・文 pp.29-37)。また住環境は極めて劣悪で、湿地や河川敷に集住した。1920年代には朝鮮部落と呼ばれる集落が各地に作られていったが、そこには電気も水道もなく衛生状態はきわめて悪かった(水野・文 p.32)。また河(pp.101-117)による京都市の調査では、朝鮮人が被差別部落へ流入しそこで定着したものもいたという。その理由は生活コストが安かったことと、被差別部落に需要のあった労働(土方、靴履物工、染色捺染工など)に従

事することができたこと、それに保証人なしでも借れる住宅があったからであるという。

終戦により事情は大きく変化した。戦前期、朝鮮（韓国）は日本の統治下にあり朝鮮人は日本国籍を保有していた。しかし日本の敗戦によりその法的地位に変更が生じた。まず1945年12月には参政権が停止され（衆議院議員選挙法の改正）、そしてサンフランシスコ講和条約（1952年4月）に伴い日本国籍を失うことになった。（この間1948年に韓国と北朝鮮が独立を達成し、朝鮮戦争（1950.6～1953.7）がおきている。）ここで在日朝鮮人には三つの選択肢、すなわち北朝鮮籍の取得、韓国籍の取得、日本への帰化があった。前二者の場合には日本での在留資格が問題になったが、日韓基本条約（1965）により韓国籍者に対しては「協定永住」という永住資格が与えられ、またその後「特別永住資格」として北朝鮮籍者にも適用された。この資格を持つものは1991年には69万人、2013年には37.3万人である⁷。

もう一つの問題は特別永住資格者の参政権の問題である。これまで参政権を求めるいくつかの行政訴訟が起こされたが、国政参政権と地方参政権のいずれにおいても最高裁はその請求を退けている。

第六節 先進諸国における移民の現況

6-1 欧米諸国の移民状況

ここでは欧米諸国に現在どれ位の移民が存在しているかをみる。5表はG7とオーストラリアの移民人口とその総人口比率である。日本と比較すると移民人口比率が高いという点で共通している。しかし移民の出身地やその背景は様々である。ここでは各国別にその概要を見る。

①米国

米国の移民人口（海外生まれの人口）は4,000万人を超えており、毎年約100万人の移民に永住権を発行している。これには科学者、技術者、専門職と彼らが呼び寄せる家族が含まれる。このように規模の大きい移民による労働力増加や技術者の増加が米国経済に与える効果は大きい。一方で1,100万人を超える不法移民がおり、その6割はメキシコからの移民である。不法移民をいかに防ぐか、そして不法移民をどのように処遇するかという

ことが大きな政治問題になっている。移民の出身地は20世紀の前半まではヨーロッパが中心であったが、その後は中南米（メキシコ、ドミニカなど）とアジア（インド、中国、フィリピンなど）が中心になっている。（大和総研2014, pp.19-25）

②ドイツ

第二次大戦後ドイツは急激な経済成長を遂げたがこのために労働力不足を来た。そして1955～73年にかけてトルコ、イタリア、ギリシアなどから労働者の移入を図った。1973年における外国人人口は約400万人で、その内わけはトルコ人89万人、ユーゴスラヴィア人67万人、イタリア人62万人などであった。73年の石油ショック経済危機の時、ドイツは外国人労働者の本国帰還を促した。その結果1989年の外国人人口はトルコ人161万人、ユーゴスラヴィア人61万人、イタリア人52万人であった。当初、彼等は臨時的な労働者（ガスト・アルバイター）という位置づけであったが、そのまま在住を続けるものも多かったわけである。なかでもトルコ人は人口を大きく増やした。（トッド1999, pp.225-227）

新しい転機は東西ドイツの統一（1990）とソ連の崩壊（1991）であった。これによりソ連や東欧圏にいたドイツ系移民の帰還が実現することになるが、これが総計155万人（1986～92年）に達した。これは本来の移民とは区別されるものともいえるが、血統主義に基づくドイツ移民法はかれらを国民として迎え入れたのである。もう一つの転機はEUの拡大であった。シェンゲン協定（1985）はEU域内の労働者移動を自由化するものであるが、EUの新規加盟国が増えるに伴い域内からドイツへの移民が増えた。2004年以降の新規加盟12カ国からドイツへの移民は外国人総数の10%程度（100万人）になると見られる。今やEUの中心たるドイツはEU全域から移民を受け入れているといえる。（大和総研2014, pp.26-34）

③英国

移民人口の総人口に占める割合は1981年には6%程度であったが、2011年は12.0%に上昇している。移民人口の出身地は旧植民地諸国（コモンウェルス）とEU諸国である。移民の流入は1980年代から次第に増え98年以降の純流入は15万人／年になり、そして2004年以降は25万

7 終戦時内地にいた朝鮮人はおよそ200万人で、そのうち150万人程度がGHQによって送還された。しかしその後済州島事件や朝鮮戦争などにより数十万人が日本に密入国したとされる。なおその後の韓国籍、朝鮮籍の人口はそれぞれ14.4万人、33.1万人（1955年）、43.4万人、28.3万人（1970年）である（水野、文p.163）。この間、北朝鮮への帰還事業（1959～84年）で9万人が北朝鮮へ帰還した。

人／年となった。概算するとこの20年間に250万人増えたことになる。近年とくに顕著なのはEU域内からの流入であり、2013年の流入人口の比率はコモンウェルス諸国19.3%、EU域内28.2%となっている。このうちEU15が9.8%、EUA 8（2004年に加入の東欧8ヵ国）が13.3%となっており、EUの拡大が英国の労働市場に大きな影響を与えていることが分かる。

EU拡大の影響は英国だけではなく、独、仏、伊も状況は似ている。2013年の外国人純流入はそれぞれ英国26.7万人、ドイツ45.2万人、イタリア23.5万人、フランス7.1万人となっており、EU拡大がヨーロッパ全体の労働移動を活発化させているといえる。しかしこれは流入国の労働者にとっては賃金の下落圧力になる。英国ではUKIP（右派政党）がEUの移民政策を批判し、EUからの離脱を求めている⁸。

④フランス

フランスは20世紀初頭からイタリア、チェコ、ポーランドの移民を受け入れており、1930年代には約250万人の移民がいたと考えられる。そして第二次大戦後は植民地の独立により旧植民地諸国（アルジェリア、モロッコなど）からの移民が増えた。Tribalat（2004）によれば、フランスで生まれた移民の第二世代には南欧系（イタリア系、スペイン系、ポルトガル系）が多く、また第一世代には南欧系の他にマグレブ諸国（アルジェリア系とモロッコ系）が多くなっている。そして移民の現役世代（外国で生まれフランスへ移住したもの）は、南欧諸国、マグレブ諸国に加えサブサハラ（サハラ以南の旧植民地）からの移民が増えている。

前掲の Tribalat によれば、移民現役世代の数は430万人、第一世代の数は553万人、第二世代の数は432万人で、総数は1,350万人になり、総人口の20%は移民かその血を引くものとなる。なおこの推計は1999年のデータなので2000年以降の動きは反映されていない。また21世紀に入るとEU加盟国の拡大に伴いEU域内からの流入が拡大している⁹。

6-2 EU移民の規模と出身地

EUの加盟国数は28ヵ国（2014年現在）で総人口は5億200万人である。シェンゲン協定によって域内の自由な労働移動が認められているので、労働市場としてみればその規模は米国をしのぐものになる。EUでは移民の

2つの流れが生じている。第一はEU域内のもので、英、仏に他地域から流入するもの、第二はEU域外からEUへの流入である。総じてEUでは大規模な労働移動が起きており、英独仏など主要国は総人口の10%程度の移民人口を抱えている。

ここではEurostat 2013に基づいてEU全体における移民人口の規模とその流入状況についてみる。移民については二つの側面（外国籍のものと外国で出生したもの）から見る必要がある。まず国籍別の統計では（2014年1月1日）以下のようにになっている。

EU域外の国籍を持つもの	1,960万人
（全人口5億200万人の3.9%）	
EU域内国の国籍で他国に住むもの	1,430万人

また出生地別の統計は以下のようにになっている。

EU域外で生まれたもの	3,350万人
（全人口5億200万人の6.7%）	
EU内で生まれ、別の国に住むもの	1,790万人

上記からおおよそ以下のことが推測できる。

- EU域外で生まれたもの3,350万人を移民人口と考え、それは全人口の6.7%になる。
- “EU域外で生まれた者－EU域外の国籍を持つもの＝1,390万人”を移民でEU国籍を取得したものと考えれば、これは総人口の2.8%になる。
- EU域内国籍で他国に住むものは1,430万人であるが、これは域内での出稼ぎ人口と考えられる。

次に各国別の統計によって移民の出身地がどこかを見よう。フランスについてはEurostat 2013にデータがないのでTribalat（2004）を用いた。またドイツについては、生まれた国に関する統計がない。なお外国籍の人口総数は凡そ2表（2）の“外国籍の人口”に対応している。国別統計（6-1表～6-5表）から凡そ以下のことが結論できる。

- 移民人口の総人口比率は英国、ドイツ、フランス、イタリアともに10%前後になる。
- 旧植民地をもつ国はそこからの移民が多い。英国はインドとパキスタン、フランスはアルジェリアとモロッコ。
- ドイツはトルコからの移民を多く受け入れている。

8 より詳細はHouse of Commons Library（2015）、大和総研（2014 4章）を参照。

9 詳細についてはTribalat（2004）、Demographics of France: www.self.gutenberg.org/.../demographics_of_france を参照。なお、フランスへの移民史の詳細についてはノワリエル（2006）を参照されたい。

6表 国別の移民人口と出身国 (Eurostat2013)

6-1表 英国 (2014年1月)

外国籍	人口 (万人)		出生国	人口 (万人)	
	人口 (万人)	割合 (%)		人口 (万人)	割合 (%)
ポーランド	74.8	14.8%	インド	77.2	9.6%
インド	34.8	6.9%	ポーランド	69.9	8.7%
アイルランド	33.7	6.7%	パキスタン	52.4	6.5%
パキスタン	19.7	3.9%	アイルランド	38.4	4.8%
リトアニア	16.3	3.2%	ドイツ	30.2	3.8%
その他	325.5	64.5%	その他	535.4	66.6%
合計	504.8万人	100.0%	合計	803.5万人	100.0%

6-2表 ドイツ (2014年1月)

外国籍	人口 (万人)	
	人口 (万人)	割合 (%)
トルコ	142.4	20.3%
ポーランド	55.9	8.0%
イタリア	50.1	7.2%
ギリシア	29.0	4.1%
ルーマニア	24.5	3.5%
その他	398.5	56.9%
合計	700.4万人	100.0%

6-3表 イタリア (2014年1月)

外国籍	人口 (万人)		出生国	人口 (万人)	
	人口 (万人)	割合 (%)		人口 (万人)	割合 (%)
ルーマニア	101.4	20.9%	ルーマニア	105.5	18.2%
アルバニア	49.6	10.2%	アルバニア	44.0	7.6%
モロッコ	45.5	9.4%	モロッコ	41.8	7.2%
中国	25.7	5.3%	ウクライナ	21.9	3.8%
ウクライナ	21.9	4.5%	ドイツ	21.6	3.7%
その他	241.4	49.7%	その他	344.0	59.4%
合計	485.5万人	100.0%	合計	578.8万人	100.0%

6-4表 スペイン (2014年1月)

外国籍	人口 (万人)		出生国	人口 (万人)	
	人口 (万人)	割合 (%)		人口 (万人)	割合 (%)
ルーマニア	72.8	15.6%	モロッコ	71.3	12.2%
モロッコ	71.8	15.4%	ルーマニア	57.0	9.7%
英国	31.0	6.6%	エクアドル	42.9	7.3%
エクアドル	21.4	4.6%	コロンビア	35.3	6.0%
イタリア	18.1	3.9%	英国	31.4	5.4%
その他	252.6	54.0%	その他	347.9	59.4%
合計	467.7万人	100.0%	合計	585.8万人	100.0%

6-5表 フランス (Tribalat 2004, Data: 1999 EHF Survey)

出身国	移民数 (万人)	フランス生まれの 第一世代 (万人)	フランス生まれの 第二世代 (万人)	総 計 (万人)
アルジェリア	57.4 (13.3%)	78.3 (14.2%)	22.0 (6.0%)	157.7 (11.7%)
モ ロ ッ コ	52.3 (12.1%)	45.1 (8.2%)	3.1 (0.9%)	100.5 (7.5%)
チュニジア	20.2 (4.7%)	19.7 (3.6%)	1.8 (0.5%)	41.7 (3.1%)
サブサハラ	39.3 (9.1%)	28.6 (5.2%)	-	67.9 (5.0%)
トルコ	17.4 (4.0%)	14.8 (2.7%)	-	32.2 (2.4%)
イタリア	37.9 (8.8%)	102.0 (18.4%)	115.8 (31.8%)	255.7 (19.0%)
スペイン	31.6 (7.3%)	57.7 (10.4%)	57.1 (15.7%)	146.4 (10.9%)
ポルトガル	57.2 (13.3%)	48.2 (8.7%)	9.0 (2.5%)	114.4 (8.5%)
そ の 他	117.4 (27.3%)	158.7 (28.7%)	155.6 (42.7%)	431.7 (32.0%)
合 計	430.7万人 (100.0%)	553.1万人 (100.0%)	364.4万人 (100.0%)	1,348.2万人 (100.0%)

7表 移民の流入量 (Eurostat2013)

国 名	流入 (万人)	流出 (万人)	純流入 (万人)
ド イ ツ	69.3	25.9	43.4
英 国	52.6	31.7	20.9
フ ラ ンス	33.3	30.1	3.2
イ タ リ ア	30.8	12.6	18.2
ス ペ イ ン	28.1	53.2	△25.1
ポーランド	22.0	27.6	△5.6
EU 28	340	280	60

8表 国籍を得た者の出身地域と出身国 (総数は98.5万人, Eurostat2013)

地域別		国 別	
アフリカ	26%	モロッコ	8.7万人
アジア	23%	インド	4.8万人
南北アメリカ	22%	トルコ	4.7万人
ヨーロッパ (EU外)	17%	コロンビア	4.2万人
EU域内	10%	アルバニア	4.2万人
		エクアドル	4.0万人

- (d) ポーランドとルーマニアは域内移民の主たる送り出し国になっている。
 (e) いずれの受入国においても出身国の上位五カ国の割合は50%未満であり、出身国は分散している。

- (a) 独英仏伊の四カ国への流入が中心で、スペインは中継地的性格をもつ。
 (b) EU 28への純流入は60万人/年でこれはEU外出生者の総人口3,350万人の2%になる。
 (c) EU域外者の域内国籍取得者数は87.1万人で、これは前記総人口3,350万人の2.9%になる。

6-3 EUにおける移民の流入状況

EUへは毎年どれ位の移民が流入しているであろうか。主要国のフロー(2013年)を見ると7表のようになっている。純流入はEU 28全体で60万人であり、その多くを英独伊の三カ国が占めている(フランスのストックは大きいがこの年のフローは大きくない)。

次に市民権獲得者(EU域内国の市民権、国籍)を見ると(8表)獲得したものの総数(2013年)は98.5万人で、その9割(87.1万人)は域外国民で、これは前年比21%の増加である。また獲得者の出身地域と出身国は8表のようになっている。

以上からおよそ以下のことが結論できる。

第七節 移民と文化的摩擦…エマニュエル・トッドとレオン・ポリアコフの所説を巡って

移民は受入国においては少数派(マイノリティ)でありしばしば差別を受ける。それは必要な労働力として受け入れられた場合も例外ではない。移民は世代を重ねるにつれて受入国に同化されてゆく(婚姻関係や言語の習得を通じて)場合もあるが、差別や隔離が何世代にもわたって続く場合もある。

9表 トッドによる家族類型の四分類

兄弟関係 父子関係	父親支配から子供の早期独立 (個人主義あるいは自由主義)	父親の子に対する権威主義的支配の持続 (権威主義)
平等な相続 (平等主義, 普遍主義)	①「平等主義核家族」(自由と平等) { 北フランス, 北イタリア, イベリア半島 南部 }	③「共同体家族」(権威と平等) { ロシア, 中国, 北インド, イタリアのト スカナ地方 }
不平等な相続 (不平等主義, 差異主義)	②「絶対核家族」(自由と不平等) { 英国, 米国などアングロ・サクソン諸国 }	④「直系家族」(権威と不平等) { ドイツ, オーストリア, 日本, 韓国 }

注:「」内は分類されたタイプの名前, () は各タイプがもつ基本的価値観, {|} は各タイプが存在する主な地域

移民受け入れにおける寛容さは受入国（英米独仏など）によって差があるようだ。また、移民側の肌の色、宗教によって、あるいは移民が独自の宗教、文化、伝統を守ろうとしそれが受け入れ側の反発を招く場合もある。トッド（1999）によれば、移民の受け入れと同化に比較的寛容な国はフランスであるという。因みにフランスはヨーロッパ諸国に先駆けて1791年にユダヤ人解放を宣言したのであった。その背景にはフランスの価値理念が自由・平等・博愛という普遍主義的なものだからであるという。これはフランス革命で高らかに謳われた理念であるが、その基底にはフランスの家族構造的特徴があるという仮説をトッドはたてている。トッドはさらに、移民に対する差別と国内少数派に対する差別とはある種の共通点が見られるという。したがって国内少数派に対する差別の度合いを見ることによっても移民への寛容さがある程度予測できるという。

移民の側で自分の宗教や伝統を強く守ろうとした民族としてまずユダヤ人をあげることができる。したがってユダヤ移民の排斥問題というのは移民問題の典型例とも考えることができる。ポリアコフ（1955）は移民問題について様々な示唆を与えるものといえよう。

とはいえ移民にたいする差別は多様であり、米国における黒人、ドイツにおけるユダヤ人とトルコ人、英国におけるパキスタン人、フランスにおけるアフリカ系移民、ロシアにおけるユダヤ人などどれを見ても一様ではない。差別を受けた移民の状態はその統計指標にも表れるが、それは失業率の高さ、所得水準の低さ、学歴取得率の低さなどに見られる。移民はしばしば経済的困難を抱えるから、家族の崩壊、犯罪率上昇などを引き起こしそれは社会のコストになる場合も少なくない。

7-1 トッドの理論仮説…家族構造と価値理念

トッド（1999）は移民受け入れに関する思想あるいは価値理念を二つのタイプ“普遍主義と差異主義”に分類する。普遍主義とは“世界中のどの人間も根本的には同

じ存在である”という思想であり、一方差異主義とは“人間は互いに本質的に異なる存在である”という思想である。そしてトッドは、これら思想は各民族がもつ家族構造の特性に由来するという仮説をたてる。そこでまずトッド仮説の概要を紹介しよう。

トッドは家族構造を父子関係と兄弟関係に分けて考える。まず父子間の支配関係については権威主義的なものと自由主義的なものに二分類し、また兄弟間の相続関係については平等主義的なものと不平等主義的なものに二分類する。そしてこれらの組み合わせから合計四タイプの家族類型が生まれるが、これらの家族類型がもつ特性がそれぞれの民族や国民の価値理念やイデオロギーを決定すると考える。あるいは家族類型の特性に適合的なイデオロギーや価値理念がその民族に採用されると考える。（9表）

トッドの主張は、差異主義的思想が支配的な地域は兄弟間の相続が不平等に行われる地域（表では②と④のタイプ）であり、その推論の根拠は、兄弟間に不平等が存在するなら人間一般において不平等が存在するのは当然であるという考えに帰結するからであるという。逆に普遍主義が支配的な地域は相続において兄弟が平等な地域（表では①と③のタイプ）であり、兄弟が平等であれば諸民族も平等であり、さらには人間一般も平等であるという考えに帰着し、普遍主義が生まれることになるという。

もう一つの分類軸は父子関係で、ここからは権威主義的と自由主義的という二つの類型が生まれる。前者は父親の子にたいする支配関係が強く権威主義的で、子供が成人したあとも支配関係が持続する（表では③と④）。この家族類型で典型的に見られるのは三世同居という家族構成である。一方後者（自由主義）では子供が早期に独立することが是とされ（表では①と②）、ここでは核家族が基本構成となる。そして子供にとって父親は権威の体現者ではなく友達であり、ここからは個人主義、あるいは自由主義という価値理念が生まれる。

四つのタイプの家族類型はそれぞれに適合的なイデオロギーを見出す。タイプ①は平等主義と個人主義の組み合わせで（北フランスやパリ盆地）、ここでは自由と平等の価値観が組み合わされるから、移民には最も寛容な国となる。例えばフランス革命の理念（自由・平等・博愛）にはこれらが取り入れられている。ただし兄弟の平等が人類の平等にまで昇華されるのは多分に論理的あるいは理想的すぎるともいえるが、これはフランス合理主義のなせるわざといえるかもしれない。また自由と平等の組み合わせを突き詰めると、それは国家を否定し無政府主義になる可能性をもっている。無政府主義がフランスとロシアという平等主義の国々に生まれたのは故なしとしないトッドはいう。

タイプ③は平等主義と権威主義の組み合わせであり、トッドによればこれに適合的なイデオロギーとしては共産主義とローマカトリックがあり、共産主義を受け入れた国（ロシア、中国）はいずれもこの家族類型をもつ地域である。タイプ③が移民に寛容な国であるか否かについてトッドは多くを語っていないと思われる。しかしこれについては両国（ロシアと中国）において少数民族がどのような待遇を受けているかが参考になろう。中国においてはチベット族、ウイグル族、モンゴル族への権威主義的な支配からみて少なからぬ差別が見られる。また後述するようにロシアのユダヤ人移民政策は権威主義的かつ差別主義的色彩が強いと思われる。そもそも広大な領土と多種な民族を抱える大国は、権威主義的色彩が強くないと維持しえないとも考えられる。あるいは逆に権威主義的であるからこそ大国化できたともいえるであろう。

タイプ②「絶対核家族」は不平等主義と自由主義の組み合わせされた家族類型である。子供は早期に親から独立し離れて暮らすことになるから、移動や旅行が頻繁に行われる（ホテル、レンタカー、旅行に関する企業やノウハウは米国と英国が強いことは示唆的である）。国籍については出生地主義をとる場合が多いから移民にはアクセスしやすい国ともいえる。ただし不平等主義から差異主義的価値観が生まれるから、少数民族や移民への差別は継続して起きる。

タイプ④「直系家族」は不平等主義と権威主義との組み合わせで、ドイツと日本がこれにあたる。これらの国では国籍が血統主義に基づいており、外国人を受け入れにくいイデオロギーをもっている。従って移民の受け入

れについては厳しい法律的制約を課している場合が多い。ただしドイツは第二次大戦後、労働力不足のためトルコ移民を大量に受け入れた。またEUのシェンゲン協定の発効以降は域内からの労働者移入が増えており、ドイツ国籍法は出生地主義を一部取り入れたものに変更された。

7-2 同化か隔離か¹⁰

移民の帰結するところは大別すると同化（assimilation）か隔離（segregation）かのいずれかであるとトッドはいう。同化とは婚姻を通じて移民が受け入れ社会に吸収されることである。この場合受け入れ側はその社会的価値規範や生活様式を移民に押し付けることになるが、この現象をトッドは「受け入れ社会の全能」と名づける。いうなれば移民は受け入れ社会の法律、教育制度、社会規範などを受け入れてそれに順応するわけである。これに対し隔離とは、移民と受け入れ集団との婚姻関係が進まない状態である。隔離の統計的指標としては外婚率（移民あるいはその子と受け入れ国の成員との婚姻の比率）がある。外婚率が高ければ同化が進行していることになり、逆にそれが低ければ隔離が継続していることになる。

移民の外婚率が高まり同化が進む条件は、受け入れ側が普遍主義的な価値観をもち移民に偏見なく応接する場合である。逆に受け入れ側が差異主義的な価値観を強く持つ場合は、移民を異なる人間集団と見て両者の間に外婚率が高まらず同化が進まないことになる。もちろん移民側が差異主義的な価値観を強く持つ場合にも同化は起こりにくくなる。例えばユダヤ民族は選民意識を強くもちその戒律は外婚を禁じているが、この場合も同化は起こりにくくなる。

移民にとって、同化と隔離のいずれが望ましいかは一概には言えないであろう。同化される場合、移民は固有の文化・価値理念・宗教意識などを失ってゆく。それゆえ隔離が続く場合でも両者が平和的な共存関係を持続できればよいとも言える。言うなれば多元主義的な社会が移民にとって望ましい場合もあろう。

移民が隔離され差別されるとき、その反発として宗教的な原理主義が復興して過激化する場合があるという。また隔離された集団は防衛本能から出生率が高くなり、その人口増加が受け入れ側の恐怖を呼び起こすこともあるという。以下、各国の差異主義の歴史を見てゆこう。

10 本節はトッド（1999）の要約で、断らないかぎり引用ページは同書のものである。

同化（assimilation）と統合（integration）は似ているがやや異なった意味を持つ。同化は個人や集団が新しい環境に順応することであり、統合は人種の融合や差別撤廃を意味する。

(1) 米国の差異主義

米国の建国はイングランドから移民したアングロ・サクソンで、彼らの家族構造と社会規範は自由主義と不平等を是とする差異主義的なものであった。その宗教（プロテスタンティズム）は強い選民意識をもっており、とくにカルヴァン派の予定説は救済されるものとそうでないものが予め定められているという差異主義的な教義であった。建国当初からインディアンに対する差別、続いてアジア系移民に対する差別は強かったが、現在もっとも強い差別を受けているのは黒人である。黒人男性の外婚率（1992年）は4.6%、女性のそれは2.3%できわめて低いとトッド（p.115）はいう。それに対しかつて白人諸民族の間にあった差別は次第に解消しており、カトリック系（アイルランド、ポーランド、イタリアなど）とプロテスタント系の融合が進んでいるという。またユダヤ人は強固に内婚制を持続させてきたが、その外婚率は次第に高まり11%（1965年）から57%（1990年）にまで高まっている（前掲書 p.110）。また教育水準が高い場合のほうが外婚率は高まりやすいといわれ、ユダヤ人はこの条件を満たしているといえる。

黒人は居住区でも隔離され、差別や経済的苦境から家族が崩壊する例も多いとされる。経済力を失った男性は父親や夫として振舞えなくなるが、その結果母親のみの家庭が増えて（1960年の19.9%から1990年には51.2%）いるという。

(2) 英国の差異主義

英国の文化も差異主義的なもので、それは米国と同じくアングロ・サクソンの家族構造とプロテスタンティズムを反映したものであった。産業革命後の労働者階級と中産階級の差別は異なる言葉使いという現象にも表れているが、ここにも差異主義が反映されているという。

第二次大戦後、旧植民地からの移民流入が始まるが、1985年にそれぞれの人口はアンチル諸島人52万人、インド人74.5万人、パキスタン人40.4万人などであった。このなかでジャマイカ人は英語を話しキリスト教徒であったが黒人であるがゆえに差別を最も強く受け、それゆえ家族が崩壊して片親家庭が増加し、その割合は母国の2倍（50%）にも達しているという（p.183）。インド人はシーク教徒が中心で、彼らは一神教を報じ差異主義的分化をもっている。彼らは英国国民から拒絶されるが、民族的な矜持と高度な教育的潜在力、そして個人企業経営の能力をもっていたがゆえに隔離された中でも経済的、文化的に自立をとげている。パキスタン人はイスラム教のスニ派に属し男子は平等な相続権をもち、普遍主義的な文化をもっている。このためにイングランドの差異主

義的文化にはうまく適合しないとトッドはいう。幼児死亡率は14.2人（1,000人あたり、1990年）で全国平均の二倍の高さである。また出生率は4.7（1990年）と高い水準を維持しており、これはイスラム原理主義の高揚と関連しているとトッドは推測する。差別を受けた移民集団がその防衛本能から出生率を高めていると考えられ、また自らのアイデンティティを確認するために新たなイスラム原理主義を発展させている。英国生まれのパキスタン男性の外婚率は1985年頃には19%に上昇しているが、これは民族集団が同化されてしまうほどの高さではないという。

(3) ドイツの差異主義

ドイツの文化は差異主義的なもので、それは直系家族の価値規範を反映したものであった。家族構造は父親の強い権威と兄弟の不平等の組み合わせであり、前者からは人間は中心的権力に従うべきというイデオロギーが生まれ、また後者からは人間は互いに異なるものであるという差異主義が生まれる。ドイツのプロテスタント（ルター主義）は直系家族の心性構造によくマッチするものであるが、そこでは強い権威主義的な神と、救済を予定された者と永遠の劫罰を受ける者が分離されるという不平等主義が受け入れられた。直系家族では土地や財産など様々なものが親から子へ相続されるが国籍も同様に相続される。ドイツ国籍法は血統主義に基づくものであり、親のいずれかがドイツ人たることが要件である（ただし近年にやや修正された）。

第二次大戦後、経済成長に伴う労働力不足から外国人労働者を導入し、それは1961年の55万人から1973年には260万人に達した。内わけはトルコ人89.4万人、ユーゴスラヴィア人67.3万人、イタリア人62.2万人、ギリシア人39.9万人などであった。当初は一時的労働力（ガストアルバイター）として導入されたが、やがて家族を呼び寄せて長期滞在者として永住するようになった。このなかでユーゴスラヴィア人は同化されてゆく傾向を見せるのに対し、トルコ人は隔離される集団となった。トルコ人が差異主義の対象になった理由は宗教（イスラム教）であるというのがトッドの見立てである。トルコ本国では脱宗教化が進んでおり、それゆえにこそ近代化に成功しているが、ドイツにおいては皮肉にもその宗教が差異主義の対象とされたのである。両者の外婚率の変化を比較するとユーゴスラヴィア人の場合1974年から1990年にかけて男性では44%→84%へ、女性では57%→82%へといずれも上昇している。これにたいしトルコ人の場合は1974年から1985年にかけて男性49%→22%、女性28%→7%といずれも低下している。トルコ女性の外婚

率の低さは、トッドによれば受け入れ（ドイツ）文化の差異主義の表れであり、支配集団が被支配集団から女性を受け取することを拒否していると解釈できるという。そしてトルコ移民はイスラム教徒として拒絶されるが、それゆえにトルコ移民の間にはイスラム原理主義が強まっているともいう。脱宗教化していた集団が差別を受けてその本来の宗教を取り戻しさらに過激化するという逆説的な現象はしばしば見られるとトッドはいう。

(4) フランス… 普遍主義と差異主義の緊張関係

フランスには二種類の家族類型（平等主義核家族型と直系核家族型）が存在しており、両者が緊張関係と補完関係にあることがその特徴だとトッドはいう。平等主義核家族型からは普遍主義的な価値規範が生まれ、また直系核家族型からは差異主義的な価値規範が生まれる。両者の地域的分布は、前者（平等主義核家族型）がパリ盆地を含んだ中央部分と南西海岸に繋がる一帯で、後者（直系核家族型）は東南部（ローヌ・アルプ地方）、南部（オック語地方）、北西部（ブルターニュ地方）などである。フランス革命では前者がリードし、自由・平等・博愛という普遍主義が革命理念となった。前者が昂じると無政府主義的になるが、それを後者の差異主義的な自民族中心主義が補うという両者の緊張関係が今日のフランスを形成したという。

トッド仮説は平等主義核家族のもとでは、子供の平等の原則が、人間、民族、人種、性の平等性という先験的な形而上学的信念を人間の無意識に叩き込んでおり、これから大革命のときの普遍的人間という価値理念が開いたとする。一方、差異主義のもとではベアルヌ（南西フランス）のカゴに見られるように被差別部落の存在がありえた。

以上のようにフランスでは差異主義的な勢力を抱えながらも普遍主義的理念がリードしてきた。このような文化のもとで移民がどのように受け入れられているであろうか。まず マグレブ系（アルジェリア、モロッコ、チュニジア）の住民はフランス全土で250万人程度おり、それは旧植民地から流入し1950年以降に増加した。彼らはアラブ系でイスラム教圏の文化をもちそれは概して①共同体的（個人主義的ではない）②父系的 ③内婚的（いとこ婚など内部集団どうしの婚姻関係を優先する）なものである。これに対してフランス（受け入れ側）の

文化は個人主義的、双系的（父方と母方の力関係が同じ）、外婚制（いとこ婚の否定）である。要するに両者の家族構造と価値規範は正反対である。それではフランス人とマグレブ人との外婚率はどのようなものであろうか。ミシェル・トリバラの調査（1992年）によれば、アルジェリア人男性のフランス女性との外婚率は約20%である。またアルジェリア人女性のフランス男性との外婚率は15才以前に入国したものは20%、15才以降に入国したものは9%である。そしてチュニジア人の外婚率はアルジェリア人よりやや低く、またモロッコ人の場合はさらに低くなる。このようにマグレブ人とフランス人の外婚率はそれほど高いものではない。コーランの教義はイスラム女性の他宗教男性との婚姻を禁じておりその強い影響が見られるという¹¹。

黒人移民に対するフランスの対応はどうであろうか。黒人移民はマルチニク諸島出身者とブラック・アフリカ出身者とがいるがどちらの歴史もそれほど古くはない。前者は1950年頃から増え始めて1990年には（フランスで生まれた子供を含めると）約52万人である（p.444）。また後者は1970年頃から増え始めて1990年には約18万人である。彼等の外婚率は以下のようになっている。

*** マルチニク移民の外婚率（1990年）**

マルチニク生れの男性でフランス生まれの妻を持つもの	36%
マルチニク生まれの女性でフランス生まれの男性と結婚または同棲	23%

これをやはり黒人である英国のジャマイカ移民と比較すると

*** 英国のジャマイカ出身者の外婚率（1985年）**

英国の外で生まれたジャマイカ人男性と白人女性の結婚割合	18%
英国の外で生まれたジャマイカ人女性と白人男性の結婚割合	13%

これらを比較すると黒人の外婚率は、フランスの方が英国より高いといえる。ただしフランスにおける外婚の相手が100%白人とは限らないので必ずしも正確な比較はできない。

11 同じイスラム教徒であるトルコ人と比較するとどうであろうか。フランスにおけるトルコ移民のフランス人との外婚率もかなり低くトルコ人男性4.2%、トルコ人女性1.2%（1990年）であり、ドイツにおける水準とも大差がない。彼らは主にドイツから移動してきたものと見られ、ドイツ時代の影響や経験を引きずっているとも見られる。フランス語が出来ないこと、トルコ文化の同化への抵抗力なども原因と考えられる。

最後にブラック・アフリカ移民についてみよう。外婚率の統計はないが、子供の出生に関する以下のようなデータがありこれを代理指標（1990年）に用いることができる。

*** ブラック・アフリカ移民の外婚率の代理指標**

マリ人の父で

母親がフランス人である子供の割合は 2.1%

セネガル人の父で

母親がフランス人である子供の割合は 6.2%

総じて黒人とフランス人との外婚率はまだ高くない。またこれが将来どれほど上昇するかは予見できない。そして“大部分のフランス人は、つい最近までフランスでの存在がそれほど目立つことの無かった黒人にたいして、しり込みしたり敵意を抱いたりといった反応をする可能性を持っている。しかしフランス人の大多数は、差異主義的な心性構造によって条件づけられてはいないから、アングロ・サクソン型の黒人隔離の途を辿ることはないと思う”とトッドは述べている。

7-3 欧州におけるユダヤ移民の排斥と受容の歴史

ユダヤ民族の家族構造と宗教・文化は極めて特徴的なものであり、しかもユダヤ移民はヨーロッパ全域に広がっている。それゆえにユダヤ人移民の排斥と受容の歴史を見ることによって、移民問題の本質を伺うことができるかもしれない。

ユダヤ教の伝統はキリスト教やイスラム教よりも古く、しかもキリスト教はユダヤ教の影響のもとに成立した。ユダヤ教の選民意識は極めて強く、彼らの文化は強い差異主義的なものであった。またユダヤ教の戒律を強く守り、内婚制を持続させた。その教育水準、知的水準は他のどの民族よりも抜きん出ており、ヨーロッパの文化や科学に大きな貢献をした。そして銀行業や金融業、商業にも抜きん出た経営者能力を発揮した。このような移民（余所者）が到来するとき、彼らは歓迎される場合もあろうが、強い嫉妬の対象になった場合もあったであろうことは想像に難くない。

7-3-1 ユダヤ民族の特徴

ユダヤ民族の歴史は移民問題を考える上で様々な論点を提供している。その試練に満ちた歴史には同情を禁じえないし、同時にその民族の偉大な能力には驚嘆せざるをえない。

ユダヤ人の移民先は主にヨーロッパと地中海沿岸地域であったが、そこは主にキリスト教圏であった。ところがユダヤ人はキリスト教では「神殺し」の民とされており、それは子供のときから新約聖書を通じて教え込まれてきたのであった。これはキリスト教圏におけるユダヤ人迫害の大きな原因になった。

ユダヤ民族はディアスポラ（紀元前6世紀）の後、カナン之地から世界各所に離散したが、その信仰をかたく守り何世紀にもわたりアイデンティティを失わなかった。しかし同時にそれはユダヤ人が各地で同化ではなく隔離されてきたことをも意味している。その家族構造は父系制で、戒律により内婚制（ユダヤ人同士の結婚）が守られた。男子は律法を学ぶ義務がありそれは父親から子へ伝えられた。そのために識字率はきわめて高く、また子供の教育には極めて熱心であった。ユダヤ人は書物と知識への敬意を強くもち、科学や学問の分野では偉大な数多くの業績をあげてきた。また金融業、経営、芸術の分野でも秀でた業績を残してきた。その経営者能力や学識から中世以降、各地の王室・宮廷でブレインやコンサルタントとして重用されるものも少なくなかった。

ユダヤ人への迫害は間歇的に発生したが、キリスト教信仰や民族意識が高まる時、あるいは近代国民国家の成立時には高まった。例えば十字軍の遠征（11世紀～13世紀）はエルサレムの奪回が目的であったが、ユダヤ人は異教徒としてしばしば攻撃の対象とされた。またスペインがイスラム教徒からイベリア半島を奪回して統一王国が形成されたとき（レコンキスタ）イサベル女王はユダヤ人の追放を行った。またロシアのイワン雷帝（1530～84）はその基盤を確立するとユダヤ人の領内立ち入りを禁止したのであった。総じて国家体制が整うにつれ、そして国家が集権的になればなるほどユダヤ人への迫害は強まったようである¹²。

12 レコンキスタが達成されたとき、それまでイベリア半島にいたユダヤ人は追放されて北アフリカ、トルコ、ポルトガルなどへ移住した。このためにスペインは長期的な経済停滞に陥ったのではないかと。そしてこの出来事はフランスからユグノーが追放され、以後の経済的停滞をきたしたことに比肩しうる出来事であろうとポリアコフ（II p.277）は述べる。そしてユダヤ人は資本主義の精神ともいべきものをもっていたのではないかと推測され、この出来事を分析する“イベリア半島のマックス・ウエーバー”の出現が待たれると述べている。ゾンバルト（1911）もレコンキスタのあとスペインが経済的に凋落したのはユダヤ人追放が原因であろうと述べ、またユダヤ人の近代資本主義に対する貢献を高く評価している。なおゾンバルトは同書の執筆を、ウエーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』に触発されて著したと述べている。

7-3-2 欧州諸国におけるユダヤ移民の迫害と受容

ユダヤ移民がいかなる迫害を受けたか、あるいはいかに受容されていったか。その歴史は国ごとに大きな差がある。以下、国ごとにその歴史を概観しよう。

(1) ドイツ

ドイツはロシアと並んで反ユダヤ主義の二つの震源地であるとポリアコフ(1955, VI p.412)は述べている。両国とも父権の強い家族構造でありそのために権威主義的色彩の強い文化をもっている。また国家レヴェルでは集権的あるいは全体主義的傾向が強い。

ルッター(1483~1546)がユダヤ人に対しプロテスタントへの改宗を要求し、ユダヤ人がこれを拒否したことはよく知られている。そしてルター神学の流れをくんだドイツ古典哲学者たちのカント(1724~1804)、フィヒテ(1762~1814)もユダヤ人嫌いであった。ユダヤ人の居住区はゲットーと呼ばれる狭い地域に制限されており、しばしば差別や迫害を受けてきた。ユダヤ人の同化が始まるのは18世紀後半からで、それは啓蒙主義の時代、科学革命を経たのちで市民革命が契機であった。

ユダヤ人の解放(公民権、市民権の付与)はプロイセンでは1812年に、そしてドイツ帝国では1871年に行われるが、これはいわば外圧的なものであった。プロイセンはナポレオンに大敗北(1807)を喫するが、これをきっかけに農奴制の廃止などの改革が行われ、それがユダヤ人解放に波及したのであった。このときナポレンに課された軍税の支払いでユダヤ商人に頼らざるを得なかったことも追い風になったという(ポリアコフⅢ p.325)。しかしナポレオンの失脚(1814)によりユダヤ人解放政策が瓦解に瀕すると、今度は反ユダヤ熱が高まり、反ユダヤ暴動が数度(1819, 1830, 1834, 1844, 1848)にわたり繰り返されたのであった。

ドイツでは19世紀の初頭、ユダヤ人のキリスト教改宗熱が高まるが、この背景にはユダヤ教徒の公職につく途が閉ざされていたことがあった。一方、ユダヤ人の側でも同化に積極的な動きがおきたがモーゼス・メンデルスゾーン(1729~86 ユダヤ人啓蒙主義哲学者)はユダヤ固有の文化を捨てヨーロッパ文化を学ぶべきだと説いた。マルクスの父の改宗は1817年、マルクス(1818~1883)の洗礼は7才のとき、またハイネの改宗は1825年であった。ただしモーゼスは大いに悩んだものの生涯改宗しなかったといわれる。

このような環境下でユダヤ人は同化について大きな葛藤を抱え、精神病理学的な現象さえ生じたといわれる。ポリアコフはこれを「ユダヤ人の自己憎悪」と呼んだが、これは「ユダヤ教を捨てた多くのユダヤ人が反ユダ

ヤ主義的な支配的社会的諸価値を受け入れることによって、自分の出身文化を嫌悪し、さらにはユダヤ人嫌になる」というものであった。ポリアコフ(Ⅲ p.559)はマルクスについて以下のように述べている：

つまり7才で洗礼を受けた無一文のユダヤ人マルクスは、ユダヤ世界を同時代のブルジョワ社会と同一視し、自分以外のユダヤ人をひとまとめにして金銭づくめの人間に仕立てあげることによって、みずからのユダヤ世界に対する距離をたもち、みずからの非=ユダヤ人証明を書き上げ、そして、とりわけこの時代、数多くのユダヤ人の同胞たちが手に入れようとして叶わなかった一種のアリバイを既得のものとしてことさら人目につかせようと躍起になったのではなかったか。

マルクスは資本主義社会の終焉を予言したが、それは同時にユダヤ社会への決別をも告げようとしたということであろうか。

第一次大戦に敗北したあとワイマール共和国(1919~33)が成立するが、それは課された多額の賠償金と世界不況によって短命に終わり、ヒトラーが政権を掌握することになる。全体主義の高まりはユダヤ人に史上例を見ない惨禍をもたらした。総数で600万人に及ぶ犠牲が出たと言われるが、ヒトラーのユダヤ人政策に対する近隣諸国の対応は様々であったようだ。ユダヤ人の殺害された者の比率はイタリア20%、ブルガリア22%、フランス26%であり、ドイツ占領下の国々ではポーランド90%、バルト諸国90%、ウクライナ60%であった。

(2) フランス

「総じて19世紀フランスの歴代の諸政体—フランス社会そのものとはいわずとも—はヨーロッパにおいてユダヤ人の解放政策を真剣に受けとめた唯一の例外であったといってよい。王政復古(1815)以降、ユダヤ人を対象とする法制面でのすべての差別が姿を消した。他方、ドイツにおいては、社会的にもっとも威光に満ち、大きな権限と決定権を備えた要職—そのこと自体によってイスラエルの末裔たちの垂涎的となっていた職業—があいかわらず“モーセ信仰を掲げる市民たち”には閉ざされたままであった」とポリアコフ(Ⅲ p.358)は総括している。

啓蒙思想(17世紀末~18世紀)は宗教的権威に反対し、人間の理性を尊重した。そして啓蒙思想家は“神殺しの民”というテーマを理性的議論の俎上に載せたのであった。モンテスキュー(1689~1755)はイスラエルの末裔に好意的であり、『法の精神』においてユダヤ人に

理を認め、諸悪の根源をキリスト教徒の不寛容にみてとった（ポリアコフⅢ pp.99-218）。またルソー（1712～1778）はユダヤ人に対する好意と共感をもっていたし、デイドロ（1713～1784）は「ユダヤ教とキリスト教がともに同程度に不条理かつ有害なものとして退け、敵対する2つの迷信として両者痛み分けの判定を下している（p.154）」これに対しボルテール（1694～1778）はユダヤ嫌いとして知られていたし、またデイドロ等の編纂した『百科全書』についてポリアコフは「勃興するブルジョワ階級の威風堂々たるマニフェストの意味を兼ね備えた百科全書は、実に様々なものの見方を備えた200名以上による一大共著である。ユダヤ人に焦点を絞って全体を眺め渡してみると、ユダヤ人は様々な話題の端々に言及され、何らかの主張を証明するための材料として引き寄せられている。そして、論証の必要上、大方の寄稿者はユダヤ人を悪し様に述べる方向に導かれた」と述べている。ここに啓蒙思想時代の状況と限界が読み取れる。

フランスは大革命の直後1791年各国に先駆けてユダヤ人解放（市民権の付与）を行った。ただし完全な解放となるのは1818年のことであった。これ以降ユダヤ人の様々な分野への進出が見られるようになるが、1842年には三人のユダヤ人（クレミュー、セルフベール、フルード）が下院議員に選ばれた。また1870年にはクレミュー政令によってアルジェリアのユダヤ人解放が行われた。一方、反ユダヤ的事例の主なものとしてはドレフュース事件（1894～1906）とヴィシー政権（1940～44）のユダヤ人対応があげられる。フランス革命の理念は自由、平等、博愛という普遍主義であるが、これと対立する差異主義的な理念も無視できぬ力をもっていただわけである。

フランスのユダヤ人口は1990年50～60万人でそれは英国のおよそ2倍である。（因みに米国のユダヤ人口は600万人である）ユダヤ人口は19世紀初頭から徐々に増加して1808年には4.6万人、1866年は8.9万人、1897年は7.1万人、1939年は35万人になった。1897年の減少は普仏戦争（1870～71）の敗北でアルザス・ロレーヌを失ったことによると見られる。また1906～39年には東欧からの移民流入が20万人あったが、この背景にはロシアのユダヤ人排斥、ナチスドイツからの脱出、英米が受け入れを制限したことなどがあつた。

ユダヤ人の外婚率は10表のようになっている。これから分かることは第一に、北アフリカ生まれ（セファルディ）の外婚率がフランス生まれや東欧生まれ（アシケナージ）よりも低いことである。トッドによればこの原因は彼等がイスラム文化圏（女性の地位が相対的に低いこと）の影響を受けていたからではないかという。第

10表 ユダヤ人のフランスにおける外婚率

結婚の年度	フランス生まれの外婚率	北アフリカ生まれの外婚率
1936年以前	7.2%	3.7%
1936～45年	17.4%	1.9%
1946～55年	20.9%	5.8%
1956～65年	19.6%	21.0%
1966～75年	40.7%	25.1%

出所：トッド（1999）pp.340-45

注：原データはバンシモンとベルゴラによるアンケート調査1966～78年で、対象は主にパリ地方である

二は、北アフリカ生まれの者も時系列的には外婚率が高まってきていることである。トッドはこのような調査結果から、フランスへ移住してきたユダヤ人はその出身地に関係なく3～4世代を経過すれば同化がかなり進むであろうと推測する。

フランスのユダヤ人受け入れがドイツや英国と異なる点は、キリスト教への改宗を必ずしも要求しないことであるという。これはフランスの普遍主義的イデオロギーが、ユダヤ人やユダヤ教を本質的な差異ではなく問題にはならない「小さな差異」でしかないと考えるからであり、またフランスの脱宗教化が世界に先駆けて起こったことも影響しているのではないかとトッド（前掲書 p.353）は述べている。したがってフランスは、ユダヤ人のアイデンティティを比較的破壊せずに同化を受け入れるからドイツ圏でのように個人を苛む自己憎悪をもたらさない。またフランスでショア（ユダヤ人絶滅作戦）を生き残ったユダヤ人の割合は74%で東欧の各地域ではいずれも10～50%の範囲であったことと比較すると、ここにもフランス人の普遍主義的対応が働いていると推測できるであろう。

(3) 英国

1656年クロムウエルはユダヤ人の入国を図った。その意図はスペインから追放されたユダヤ人（マラーノ）を受け入れてスペインとの覇権争いを有利にすることであつた。民衆の反対によりこれは実現しなかったものの一部の富裕商人たちは受け入れられ、ロンドンにマラーノ集団が活躍し繁栄する世界屈指の都市となった。英国の利益も大きく、外交問題での情報活動や納税集団として無視できない存在になっていった（ポリアコフⅢ p.47）。

英国では19世紀中葉からユダヤ人解放に向かうことに

なる。ユダヤ人は18世紀以来、非国教徒と同じ身分を享受していたが、1829年カトリック教徒に下院の被選挙権が認められた際ユダヤ教徒にも同様の権利を認めるかという問題がおきた。これが認められるのはその30年後のことで、1858年にユダヤ教徒のロスチャイルドが初めて下院議員に選ばれた。ただしそれ以前でもキリスト教に改宗していれば下院議員になることは可能であった。因みにリカード（1772～1823）は1819年に下院議員に選ばれており、また後に首相に選ばれるディズレーリ（1804～81）が下院議員になるのは1837年のことである。両者はいずれもキリスト教へ改宗していた。

このような時代背景のもとで英国へのユダヤ移民は増加していった。1800年ころのユダヤ人人口は2～2.5万人であったが、1881年は6万人、1914年には30万人に増えた。その結果ユダヤ移民の流入を抑えるために1905年外国人法が制定され1914年には流入が停止した。この頃反ユダヤ感情が高まるが、それはロシアの社会主義革命がユダヤ人の策謀によるという噂が一因であった。そして1917年にはバルフォア宣言がだされるが、これはパレスチナにユダヤ人国家の建設を約束したものであった。ユダヤ人（シオニスト）のロビー活動もあったが、英国にとってはユダヤ移民をパレスチナへ移住させると同時に、中東での支配権を維持しようとする目論見があったと言われる。

1847年ディズレーリは国会において大胆な演説を行ったがその主旨は、未改宗のユダヤ人の下院における被選挙権は、寛容、平等、その他の抽象的な原則によるのではなく、神に選ばれた民が当然行使してしかるべき特権の名において認められるべきであるというものであった。このときの状況がある伝記作者は以下のように描きだしている。「ディズレーリの議論運びは議会にとって非常に不愉快なものであった。文の切れ目ごとに、“おお！”という非難の叫びや、他のあらゆる不満の意思表示が飛び交った。ディズレーリは拍手一つ浴びることなく“採決”という怒号のなか、自分の席に戻った」（ポリアコフⅢ pp.437-438）。ディズレーリが首相（1874～1880）に選ばれるのはこれから30年後のことである。これは英国の懐の深さというべきものであろうか。

（4）ロシア

ロシアの反ユダヤ主義は、ギリシア教会教父たちのユダヤ嫌いにまで遡ると言われる。ロシアが東方正教会よりキリスト教を受容したのは988年のことであるが、そ

れより以前の紀元後数世紀の間、キリスト教会とユダヤ教徒は布教をめぐる地中海東部沿岸で厳しく対立していたという経緯があった。そしてギリシア教会教父たちのユダヤ嫌いがロシア正教会に伝わったのだという。ただしそれはきっかけでしかなく、そもそもロシア的イデオロギーとユダヤ主義とは相容れないもののように思われる¹³。

ユダヤ人がロシアへ始めて足を踏み入れたのはイワン3世（1440～1505）のときといわれるが、このころロシアはタタールのくびきから離れ独立国家の基礎を固めつつあった。そして最初のツァーリ、イワン雷帝（1530～84）はユダヤ人の領内立ち入りを不許可にし、この措置が1917年の革命まで続いた。ただしロシアは領土拡大のおり占領地に住んでいたユダヤ人の居住は引き続き認めた。結局ユダヤ人は西部地域に押し込められた状態に置かれていたのであった。

ロシアではユダヤ人に対する略奪や虐殺（ポグロム）がしばしば起きたが、それは深刻な社会的危機の時期に多発した。大きな波は三つあり第一の波（1881～84）は農奴解放後の土地不足、ユダヤ人とロシア人のブルジョア勢力の競争などが背景にあり、アレクサンドル二世暗殺事件（1880）が契機であった。第二の波（1903～06）は労働運動や農民運動が背景にあったが、政府当局の事件操作もあったといわれる。そして第三の波（1917～21）はロシア革命と内戦を背景にしておこり、これはポーランドやルーマニアにも波及する大規模なものであった。

1917年の十月革命でボリシェビキは政権を奪取するが、その当時党員の16%はユダヤ人で党中央委員会のメンバー7人のうち3人がトロツキーを含めてユダヤ人であった。ロシア革命においてユダヤ人が果たした役割は少なくなかった。トロツキーはレーニンの死の翌年（1925）失脚し、1929年には国外追放される。レーニンの死後、新議長カリーニンはユダヤ人自治州を提案した。これは中国との国境に位置する辺境地域ではあったが、「新パレスチナ」にするという謳い文句で数万人が移住したと言われる。しかしスターリン粛清（1937年頃）のとき自治州の推進者の多くが処刑され、自治州構想も頓挫した。

権力を奪取したスターリン（1879～1953）のもとで独裁的な恐怖政治が展開されていったがそれは1953年まで続いた。重工業化を急いだ五ヵ年計画（1928～）の過程では農民からの過酷な収奪による資本蓄積が行われた

13 以下はポリアコフ（1955）Ⅴ第8章（pp.314-373）に負っている。

が、その結果何百万人という餓死者がでたといわれる。また粛清で批判分子や政敵の多くが収容所に送られた。

スターリンがユダヤ人粛清を本格化させたのは1948年12月であり、その後ユダヤ人が政界、大学などあらゆるところから追放された。スターリンにとって、ユダヤ人のように信仰をもち、自ら思考するような民族は御しきれないと考えたのであろうか。1952年には拘留されていたユダヤ人の多くが処刑されたといわれる。

第八節 要約

少子化（出生率の低下）と移民受け入れの可能性という二つのテーマを本稿では取り上げた。少子化に伴ってわが国の労働人口は縮小に向かっているが、このとき移民の受け入れは一つの選択肢である。それはいかなる問題を孕んでいるのであろうか。あるいは有効な政策手段なのであろうか。

EUを概観すると、ここ10年間をとってもかなりの規模の移民を受け入れている。そして独、英、仏の三国における移民人口のストックは総人口の一割あるいはそれを超える水準に達している。このようなEUの移民政策は様々な文化摩擦を起こしているが、かなりの経済的効果を生んでいることも確かであろう。

日本では少子高齢化が持続し、労働力人口の減少が近い将来に起きることはほぼ確実である。それは経済規模を縮小させ、それに応じて財政規模が縮小してゆく。このとき1,000兆円を超える国債の管理政策はきわめて困難になろう。そして社会保障制度や年金制度も抜本的な改革を迫られることになる。マクロ経済の帳尻を合わせる政策手段は、財政規模を縮小させながら増税とインフレーションを組み合わせるしかない。

少子化は先進国に共通した現象であり、それは人口転換（demographic transition）と呼ばれている。しかし先進各国の出生率はまちまちであり、アングロ・サクソン諸国は2.0に近い水準であるのに、日本やドイツは1.4である。そしてこの2.0と1.4という数値の違いは経済的には大きな差を生む。出生率1.4では前述したように、経済政策は極めて困難なものとなり、出生率2.0では経済政策はゆとりのあるものになる。出生率を上昇させるような政策的議論がもっと必要ではないだろうか。

移民の受け入れについてはどうであろうか。移民を受け入れるとき、究極的には彼らに国籍を与えることを考慮しなければならないであろう。この点については“血統主義”と“出生地主義”という国籍に関する2つの考えを議論した。血統主義的な考えの強いわが国では、国

籍を与えて移民を迎えるということには抵抗があるかもしれない。しかし一部には、日本へ留学し学位をとった人には国籍を与えてもよいのではという意見もある。

移民は異なる文化や価値観をもつから文化摩擦を起こすことも有り得る。トッドは移民の運命は、隔離されるか同化されるかのいずれかであるという。どちらが移民にとっては幸せなのであろうか。トッドは同化の指標として外婚率（移民と受け入れ国民が結婚する割合）を用いている。外婚率が高まるほうが摩擦は少なくなるであろうが、そのとき移民は受け入れ側の文化に順応して行くことになる。しかし移民自身にとって望ましいのは、文化的なアイデンティティを失うことなく受け入れられることなのかもしれない。

本稿では欧州におけるユダヤ移民の迫害と受容についても述べた。それはある意味で移民問題を凝縮させているとも考えられるからである。ユダヤ人はその文化に強い誇りをもち、二千年以上にわたりユダヤ教の信仰と文化を守り同化されることはなかった。そして彼らは様々な分野（科学、芸術、金融業、企業経営など）で抜きん出た業績をあげてきた。彼らを移民として受け入れた国では、その経済的貢献には目を見張るものがあつたが、一方でその成功は民衆の羨望や嫉妬の的にもなった。またユダヤ人は神殺しの民としてキリスト教徒からは宗教的差別や迫害を受けたのであつた。

直ちに少子化対策を強力にうちだしても、あるいは移民の受け入れを開始しても、労働力の減少と経済規模の縮小に対して即効は期待できない。経済規模の縮小に備えて準備を急ぐとともに、少子化対策と移民問題の検討を進めることが必要であろう。

参考文献

- 阿藤 誠 (2000) 『現代人口学－少子高齢社会の基礎知識』日本評論社。
- 蘭 信三 編 (2013) 『帝国以後の人の移動』勉誠出版。
- 上野千鶴子 (1990) 『家父長制と資本制』岩波書店。
- 大谷憲司 (1993) 『現代日本出生力分析』関西大学出版部。
- 小林薫 (2009) 「ドイツ移民政策における統合の失敗」。
www.desk.c.u-tokyo.ac.jp/download/es_8
- 小峰隆夫 編 (2007) 『人口減・少子化社会の未来』明石書店。
- 大和総研 (2014) 「移民問題グローバルレポート」。
www.dir.co.jp/research/report/overseas/world/20141125。
- 橋本俊詔、木村匡子 (2008) 『家族の経済学』NTT出版。
- トッド、エマニュエル (1999) 『移民の運命－同化か隔離か』石崎、東松共 訳、藤原書店。
- 外村 大 (2013) 「日本帝国と朝鮮人の移動－議論と政策」、蘭 編 (2013) 所収、pp.56-69。
- ゾンバルト、ウエルナー (1911) 『ユダヤ人と経済生活』金森 誠也、安藤勉 訳、荒地出版社。

- 日本経済団体連合会 (2008) 「人口減少に対応した経済社会のあり方」. www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2008/073.
- ノワリエル, ジェラルド (2006) 『フランスという坩堝—十九世紀から二十世紀の移民史』 大中一彌, 川崎亜紀子, 太田悠介 訳, 法政大学出版.
- 河明生 (ハ・ミョンセン) (1997) 『韓人日本移民社会経済史』 明石書店.
- 速水融 (2001) 『歴史人口学で見た日本』 文芸春秋.
- 樋口美雄 編 (2008) 『人口減少社会の家族と地域』 日本評論社.
- ポリアコフ, レオン (1955) 『反ユダヤ主義の歴史 I～V』 菅野賢治他 訳, 筑摩書房.
- ホーン, 川嶋瑤子 (2000) 「フェミニズム理論の現在: アメリカでの展開を中心に」 ジェンダー研究, pp.43-66, お茶の水女子大学.
- マルサス, ロバート (1798) 『人口論』 永井義雄 訳, 世界の名著34所収, 中央公論社.
- 水野直樹, 文京洙 (ムン・ギョンス) (2015) 『在日朝鮮人—歴史と現在』 岩波新書.
- 山田昌弘 (1999) 『パラサイト・シングル時代』 筑摩新書.
- Becker, Gary (1960) 'An Economic Analysis of Fertility' Demographic and Economic Change in Developed Countries, A Report of the National Bureau of Economic Research, Princeton NJ: Princeton University Press, 209-31.
- Guinnane, W. Timothy (2011) 'The Historical Fertility Transition: A Guide for Economists', Journal of Economic Literature, pp.589-614.
- House of Commons Library (2015) 'Migration Statistics' Briefing Paper Number SN06077.
- Mincer, Jacob (1963) 'Market Prices, Opportunity Costs, and Income Effects', Measurement in Economics: Studies in Mathematical Economics and Econometrics in Memory of Yehuda Grunfeld, Stanford University Press 67-8, 75-9.
- Tribalat, Michele (2004) An Estimation of the Foreign Origin Populations of France in 1999, in Population 2004/1 (Vol. 59).